

第2次貝塚市人権行政基本方針

(素案)

令和5(2023)年□月

貝塚市

目 次

第1章 人権をめぐる動向・背景	1
1 国際的な動向	1
2 わが国の動向	3
3 大阪府の動向	5
4 貝塚市での取組み	7
(1) 人権に関わるこれまでの取組みの経過	7
(2) アンケート調査の結果でみる市民の人権意識	8
第2章 本方針の基本的な考え方	14
1 人権行政の定義づけ	14
2 本方針の位置づけ	14
3 人権行政の基本理念	15
第3章 人権行政の取組みの方向	16
1 人権の視点に立った行政運営	16
(1) 人権尊重の視点に立った施策や制度の整備・充実	16
(2) 市職員等人権に深く関わる人材の人権尊重の資質の向上	16
2 人権教育・啓発の推進	17
(1) 人権教育の推進	18
(2) 人権啓発の推進	20
(3) 人権教育・啓発を担う人材の育成及び資質の向上	21
3 人権擁護・救済に向けた取組みの推進	22
(1) 相談・支援体制の充実・強化	22
(2) 人権侵害の予防に向けた取組みの推進	22
(3) 救済に向けた連携体制の充実	22
4 人権に関する個別問題ごとの取組みの方向	23
(1) 女性の人権	23
(2) 子どもの人権	26
(3) 高齢者の人権	28
(4) 障害者の人権	30
(5) 外国人の人権	32
(6) インターネット上の人権	34
(7) 性的マイノリティに関する人権	35
(8) 同和問題（部落差別）	37
(9) 感染症（ハンセン病、HIV感染症・エイズ、新型コロナウイルス感染症等）・難病患者等の人権	40
(10) 犯罪被害者やその家族の人権	41
(11) 刑を終えて出所した人の人権	42
(12) その他の様々な人権問題	43

第4章 推進体制	46
1 実施体制	46
2 大阪府・近隣市町との連携	46
3 市民・各種団体・企業等との連携.....	46
資料	47
1 貝塚市人権擁護に関する条例.....	47
2 貝塚市人権擁護審議会規則	48
3 貝塚市人権擁護審議会委員名簿.....	50
4 策定経過	51
5 質問書	52
6 答申書	53
7 人権に関する市民意識調査の実施概要	53
8 用語説明	53

第1章 人権をめぐる動向・背景

1 国際的な動向

20世紀において、世界の人々は「平和」と「人権」を脅かす世界大戦の惨禍を二度にわたって経験しました。その反省を踏まえ、国際連合（以下「国連」という。）では、昭和23（1948）年12月の第3回国連総会において世界人権宣言を採択しました。これ以来、国連では、「国際人権規約」をはじめ、「難民の地位に関する条約」「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」など、人権に関する数多くの国際規範や条約が採択されてきました。

平成5（1993）年6月には、国連が世界人権宣言45周年を記念し開催した「世界人権会議」において人権教育の重要性を強調した「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。これを受け、平成6（1994）年12月の国連総会で、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を計画期間とする「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。

人権侵害を受けた場合の救済と、人権尊重の認識・理解を広める人権教育は車の両輪であり、人権教育は、すべての人の人権が尊重される社会を築いていくとの視点から、地域での紛争や人権侵害を防ぎ、持続可能な社会を発展させることに貢献するものです。このような考え方から、行動計画終了後も、国連では、平成17（2005）年7月に「人権教育のための世界計画」を決議し、その後、段階ごとに重点目標を定めた行動計画が示されるなど、世界的な枠組みの中で人権教育の取組みが一層推進されています。この世界計画では、平成17（2005）年から平成21（2009）年までを、初等・中等教育に焦点をあてた人権教育のための「第1フェーズ行動計画」、そして平成22（2010）年から平成26（2014）年までを高等教育と教育者や公務員に焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」とし人権教育に関する様々な取組みが進められました。その後、平成27（2015）年から平成31（2019）年を、第1、第2フェーズ行動計画の実施強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てた「第3フェーズ行動計画」とし、令和2（2020）年からは「第4フェーズ行動計画」として、若者に焦点をあてた取組みが進められています。

平成23（2011）年12月には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会で採択されました。

平成23（2011）年6月には、国連人権理事会で「企業活動と人権」の領域における国家及び企業の義務や役割について述べた「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（S D G s）」では、持続可能な世界を実現するため、「貧困をなくそう」や「人や国の不平等をなくそう」など17の目標と169のターゲットが設定され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、これら目標の達成に向け、我が国も含め世界の国々や様々な団体は、普遍的な取組みとして様々な活動を積極的に進めています。

平成28（2016）年6月には「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力

と差別に対する保護」が、平成29(2017)年9月には「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」と「開発における女性」がそれぞれ採択されています。

国際的な人権に関する動向（年表）

昭和 23(1948)年 12 月	「世界人権宣言」採択
昭和 26(1951)年 7 月	「難民の地位に関する条約」採択
昭和 40(1965)年 12 月	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択
昭和 41(1966)年 12 月	「国際人権規約」採択
昭和 54(1979)年 12 月	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択
昭和 59(1984)年 12 月	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約」採択
平成元(1989)年 11 月	「児童の権利に関する条約」採択
平成 5(1993)年 6 月	「ウィーン宣言及び行動計画」採択
平成 6(1994)年 12 月	「人権教育のための国連10年」決議 「人権教育のための国連10年行動計画」採択
平成 16(2004)年 12 月	「人権教育のための世界計画」採択
平成 18(2006)年 12 月	「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」採択
平成 23(2011)年 3 月 6 月	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 「ビジネスと人権に関する指導原則」承認
平成 27(2015)年 9 月	持続可能な開発目標(SDGs)を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択
平成 28(2016)年 6 月	「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」採択
平成 29(2017)年 9 月	「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」及び「開発における女性」採択

■ SDGs とは…

「Sustainable Development Goals」の略語。

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年を期限とする国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。



2 わが国の動向

わが国では、昭和22(1947)年5月に「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を基本原理とする「日本国憲法」が施行され、この憲法のもと、「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を締結し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組みを進めてきました。

昭和40(1965)年8月に出された「同和対策審議会答申」では、部落問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障されている基本的人権に関わる課題であるとともに、その早急な解決は国及び地方公共団体の責務であり、国民的課題であることが初めて明記されました。

平成8(1996)年5月の「地域改善対策協議会」の意見具申では、「差別解消に向けた教育及び啓発の推進」「人権侵害による被害者の救済等の対応の充実強化」などが求められ、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと指摘し、また、あらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めてより有効な対応が図られるよう、人権擁護制度の充実強化に取り組むべきと指摘しています。同年12月に「人権擁護施策推進法」が制定され、平成9(1997)年3月に「人権擁護推進審議会」が設置されました。平成11(1999)年7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が取りまとめられ、平成12(2000)年12月には、国や地方公共団体などの人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行されました。そして、同法に基づき平成14(2002)年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、この基本計画に基づき人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。平成23(2011)年4月には、同計画は改定され、内容に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されています。

その後、人権問題への意識を高める取組みとして、平成28(2016)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、そして同年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」という、いわゆる人権三法が施行されました。

令和元(2019)年5月には、アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策のための交付金制度などが盛り込まれた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行されました。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの個別の人権問題に関する法整備が進められ、令和2(2020)年6月には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（パワーハラスメント防止法）」が施行されています。

平成23(2011)年6月に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、令和2(2020)年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を策定し、企業活動における人権尊重の促進を図るための取組みを進めています。

わが国の人権に関する動向（年表）

昭和 40(1965)年 8月	「同和対策審議会」(答申)
昭和 54(1979)年 6月	「国際人権規約」批准
昭和 56(1981)年 10月	「難民の地位に関する条約」批准
昭和 60(1985)年 6月	「女子差別撤廃条約」批准
平成 5(1993)年 12月	「障害者基本法」施行
平成 6(1994)年 4月	「児童の権利に関する条約」批准
平成 7(1995)年 12月	「人種差別撤廃条約」批准 「高齢社会対策基本法」施行
平成 8(1996)年 12月	「人権擁護施策推進法」制定
平成 9(1997)年 7月	「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
平成 11(1999)年 6月	「拷問等禁止条約」批准
7月	「男女共同参画社会基本法」施行 「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」人権擁護推進審議会答申
11月	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行
平成 12(2000)年 11月	「児童虐待の防止等に関する法律」施行
12月	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
平成 13(2001)年 10月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
平成 14(2002)年 3月	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
平成 17(2005)年 4月	「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行
平成 18(2006)年 4月	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
6月	「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行
平成 21(2009)年 4月	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
平成 22(2010)年 4月	「子ども・若者育成支援推進法」施行
平成 24(2012)年 10月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
平成 25(2013)年 4月	「障害者総合支援法」施行
6月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立 (平成 28年施行)
9月	「いじめ防止対策推進法」施行
平成 26(2014)年 1月	「障害者権利条約」批准
4月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行
11月	「過労死等防止対策推進法」施行
平成 27(2015)年 4月	「生活困窮者自立支援法」施行
9月	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行

平成 28(2016)年 4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
6月	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行
12月	「部落差別の解消の推進に関する法律」施行
平成 29(2017)年 11月	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行
平成 30(2018)年 12月	「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行
平成 31(2019)年 5月	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行
令和元(2019)年 11月	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行
令和 2(2020)年 6月	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」施行
10月	「『ビジネスと人権』に関する行動計画」策定

3 大阪府の動向

大阪府では、平成9(1997)年3月に「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」を国に先駆けて策定しました。その中では、「あらゆる人々が、あらゆる機会・場において実施される人権教育を通じて、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践し、人権という普遍的文化の創造をめざす」ことを基本理念に、人権教育の取組みを進めています。なお、本計画は、策定後の状況変化などを踏まえ、平成13(2001)年3月に見直しを行い、「人権教育のための国連10年大阪府後期行動計画」として改訂されています。

平成10(1998)年11月には、人権尊重の社会づくりに関する大阪府の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策の推進の基本となる事項を定めた「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を施行し、平成11(1999)年3月には、人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進するため、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」が策定されました。

平成13(2001)年3月には、大阪府人権尊重の社会づくり条例に基づき「大阪府人権施策推進基本方針」を策定し、この方針に基づく施策を推進するため、平成17(2005)年3月に「大阪府人権教育推進計画」が策定されています。平成27(2015)年3月には、大阪府人権教育推進計画が改定され、人権教育のさらなる充実など、人権意識の高揚を図るための施策の総合的な推進を図っています。そのほか、平成14(2002)年4月には「男女共同参画推進条例」が施行されるなど、それぞれの人権問題の解決に向けた取組みを進める中で、各種計画等の策定や改訂が行われています。

平成27(2015)年10月には、差別解消についての理解を深めるための「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定されました。「差別の未然防止」及び「個別事象の適切な解決」を目的としたガイドラインは、平成29(2017)年3月と平成30(2018)年3月に改訂が行われています。

また、平成28(2016)年4月には、同月施行の障害者差別解消法に合わせ、「障がいを理由とする差別のない、共に生きる大阪の社会」をめざすため、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（大阪府障がい者差別解消条例）」が施行されています。

近年、人権課題が多様化・複雑化している中、増加する外国人旅行者や外国人労働者の受

け入れを見据えた国際都市にふさわしい環境整備のため、令和元(2019)年10月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が一部改正されました。それとともに、人権施策の推進にあたって、府民・事業者の責務を明らかにし、性的マイノリティとヘイトスピーチに関する大阪府の姿勢を明確にするため、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」(性の多様性理解増進条例)が、また同年11月には、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)がそれぞれ制定されています。

その後、令和4(2022)年4月には、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民が加害者にも被害者にもならないようにすることをめざして、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行されています。

大阪府の人権に関する動向（年表）

昭和 60(1985)年 10 月	「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」施行 (その後、平成 23(2011)年に改正条例施行)
平成 9(1997)年 3 月	「人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画」策定
平成 10(1998)年 11 月	「大阪府人権尊重の社会づくり条例」施行
平成 11(1999)年 3 月	「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」策定
平成 13(2001)年 3 月	「人権教育のための国連 10 年大阪府後期行動計画」策定 「大阪府人権施策推進基本方針」策定
平成 14(2002)年 4 月	「男女共同参画推進条例」制定
平成 17(2005)年 3 月	「大阪府人権教育推進計画」策定
平成 27(2015)年 10 月	「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」策定
平成 28(2016)年 4 月	「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」策定 「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」施行
平成 30(2018)年 3 月	「『いのち輝く未来社会』をめざすビジョン」策定
令和元(2019)年 10 月	「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」制定
11 月	「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」制定
令和 4(2022)年 4 月	「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」施行

4 貝塚市での取組み

(1) 人権に関するこれまでの取組みの経過

貝塚市では、平成6(1994)年12月に、市民一人一人の参加による「差別のない明るく住みよい国際都市貝塚市」の実現をめざし、「貝塚市人権擁護に関する条例」を施行し、平成9(1997)年3月には、この条例の具体化に向け、「貝塚市人権啓発基本方針」「貝塚市同和行政基本方針」を策定しました。

平成10(1998)年7月には、「人権教育のための国連10年貝塚市行動計画」を策定し、平和や基本的人権の確立に向け、人権尊重を生活の中に具体化するための諸施策を推進しています。

平成16(2004)年には「貝塚市人権擁護審議会」に諮問し、答申に基づき「貝塚市人権行政基本方針」を平成17(2005)年4月に策定し、「一人ひとりがかけがえのない存在として、互いに人権が尊重される差別のない社会」と「誰もが個性や能力を十分に發揮して自己実現を図り豊かな人権文化を創造できる社会」の実現を掲げ、諸施策を推進しています。

また、国内外の流れに対応し、女性の地位向上をめざして、平成5(1993)年3月に「貝塚市女性問題行動計画 コスモス女性プラン」を策定し、その後、平成15(2003)年3月には、貝塚市男女共同参画審議会の答申を踏まえた、新たな「貝塚市男女共同参画計画（第2期）コスモスプラン」を、平成25(2013)3月には、「貝塚市男女共同参画計画（第3期）コスモスプラン」をそれぞれ策定し、本市における男女共同参画社会の実現をめざし取り組んでいるところです。なお現在、令和5(2023)年3月に「貝塚市男女共同参画計画（第4期）コスモスプラン」の策定に向け取り組んでいます。

令和2(2020)年9月には、性的指向及び性自認の多様性を尊重する施策として、「貝塚市パートナーシップの宣誓の取扱い等に関する要綱」を制定し、パートナーシップ宣誓証明制度を実施しています。

貝塚市の人権に関する動向（年表）

平成5(1993)年3月	「貝塚市女性問題行動計画 コスモス女性プラン」策定
平成6(1994)年12月	「貝塚市人権擁護に関する条例」施行
平成9(1997)年3月	「貝塚市人権啓発基本方針」及び「貝塚市同和行政基本方針」策定
平成10(1998)年7月	「人権教育のための国連10年貝塚市行動計画」策定
平成12(2000)年3月	「人権教育基本方針」策定
平成15(2003)年3月	「貝塚市男女共同参画計画（第2期）コスモスプラン」策定 (以降、平成25(2013)年に第3期プラン、令和5(2023)年に第4期プランを策定)
平成17(2005)年4月 9月	「貝塚市人権行政基本方針」策定 「平和教育基本指針」策定
平成18(2006)年8月	「在日外国人問題に関する教育指針」策定
平成23(2011)年7月	「本人通知制度」施行
平成26(2014)年10月	「貝塚市いじめ防止基本方針」策定
令和2(2020)年9月	「貝塚市パートナーシップの宣誓の取扱い等に関する要綱」制定（「パートナーシップ宣誓証明制度」の実施）

(2) アンケート調査の結果でみる市民の人権意識

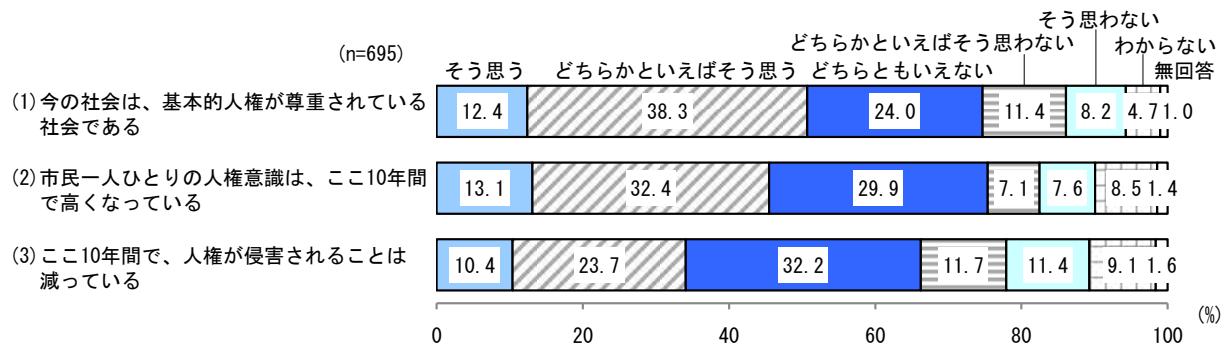
18歳以上の市民2,000人を対象に、「人権問題に関する市民意識調査」（以下「令和4年度調査」という。）を令和4(2022)年11月に実施しました。その主な結果を抜粋し、市民の人権に関する意識・態度の傾向をみていきます。なお、調査実施の概要については、資料編・53ページを、女性や子ども、高齢者などの個別の人権問題に関する主な調査結果については、23ページ以降を参照してください。また、このページ以降に示す図及び表の回答結果の割合（%）は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単一回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。性別や年代別クロス集計結果のn数（比率算出の基準）は、性別や年齢における不明の表記を省略しているため、全体の数と内訳の合計とは一致しません。

① 人権を取り巻く社会の状況についての認識

「（1）今の社会は、基本的人権が尊重されている社会である」という意見について、そう思うの割合（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計、以下同様）が50.7%に対し、そう思わないの割合（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計、以下同様）は19.6%で、今の社会は基本的人権が尊重されていると評価する市民が多くなっています（図1）。また、「（2）市民一人ひとりの人権意識は、ここ10年間で高くなっている」という意見に対しても、そう思う割合が45.5%に対しそう思わない割合が14.7%と、市民の人権意識は高くなっているという見方をする人が多くなっています（図1）。

一方、「（3）ここ10年間で、人権が侵害されることはある」という意見について、そう思うは34.1%に対し、そう思わないは23.1%で、そう思うの割合のほうが多くなっているものの、「どちらともいえない」が32.2%となっており、この10年間の人権侵害が減っているという意見に対して懐疑的な立場の市民が一定数存在します（図1）。

図1 人権を取り巻く社会の状況についての認識



② 人権を侵害されたと思った経験

人権が侵害されていることは減っているという意見について、そう思わないとどちらともいえないが合わせて55.3%を占めている中、これまでに人権を侵害されたと思った経験をみると、全体のほぼ4人に1人が「ある」と回答し、特に30歳代の割合が42.9%と高くなっています（図2-1）。

人権侵害の内容は、「あらぬ噂をたてられたり、他人から悪口や陰口を言われた」（56.0%）や「職場、地域において、不当な待遇や言動を受けた」（55.0%）、「名誉・信用を傷つけられたり、侮辱された」（35.1%）が上位となっています（表2-2）。

人権を侵害されたと思った時の対応として、「友達、同僚、先輩、教師、上司など信頼できる人に相談した」(38.2%)が最も多く、ついで「家族、親戚に相談した」(28.3%)が多くなっています。その一方、「何もしなかった」(28.8%)が3割近くを占めており、相談できる環境づくり、周知が必要です（表2-3）。

図2-1 人権を侵害されたと思った経験の有無

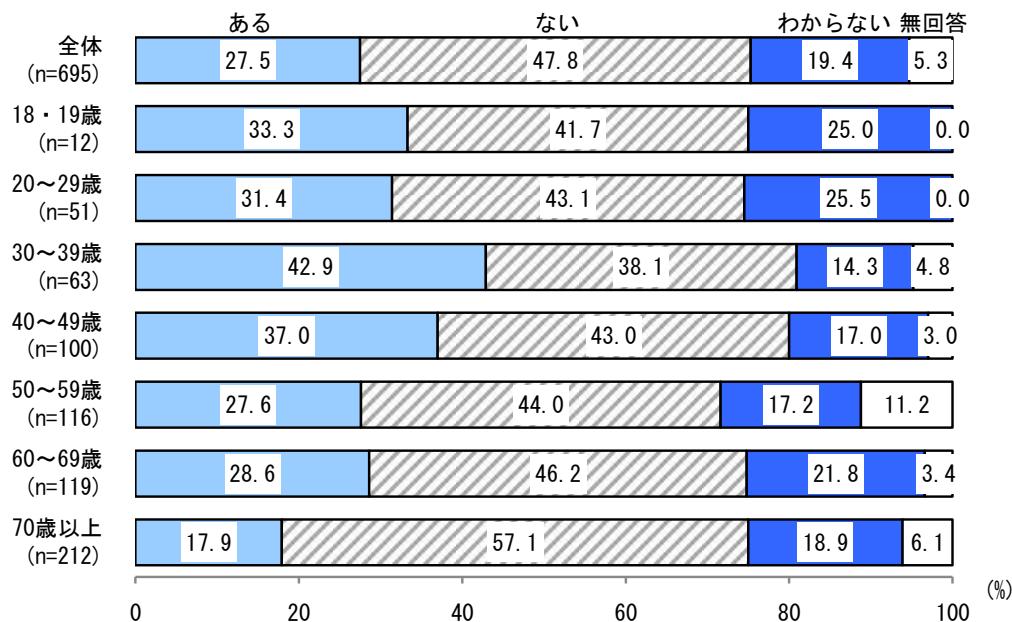


表2-2 人権侵害の内容

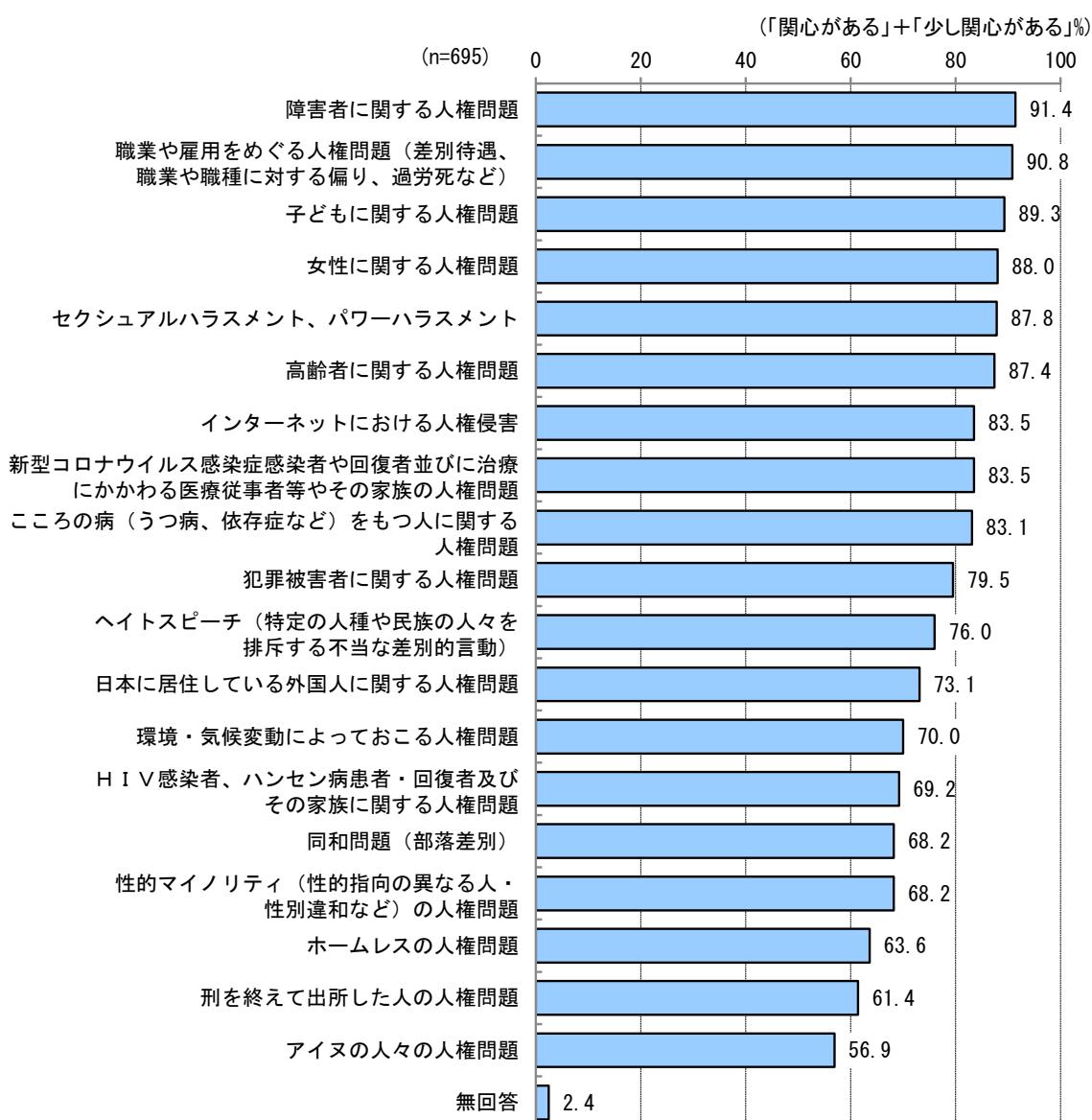
表2-3 人権を侵害されたと思った時の対応

(n=191)										(複数回答%)	
										その他	無回答
ど信頼できる人に相談した 友達、同僚、先輩、教師、上司など	家族、親戚に相談した	警察に相談した	弁護士に相談した	公共機関(法務局、人権擁護委員、府・市役所など)に相談した	NPOなどの民間団体に相談した	職場の相談窓口に相談した	相手に抗議するなど自分で解決した	何もしなかった	忘れた・わからない		
38.2	28.3	5.8	7.3	5.2	0.5	3.1	19.4	28.8	1.6	9.4	1.6

③ 市民が関心を持つ人権問題

市民が関心を持つ人権問題（「関心がある」と「少し関心がある」の合計）で最も多いものは、「障害者に関する人権問題」（91.4%）で、これに次いで「職業や雇用をめぐる人権問題（差別待遇、職業や職種に対する偏り、過労死など）」（90.8%）となっています（図3）。以下、「子どもに関する人権問題」（89.4%）、「女性に関する人権問題」（88.1%）、「セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント」（87.8%）、「高齢者に関する人権問題」（87.3%）、「インターネットにおける人権侵害」（83.5%）、「新型コロナウイルス感染症感染者や回復者並びに治療にかかる医療従事者やその家族の人権問題」（83.5%）、「こころの病（うつ病、依存症など）をもつ人に関する人権問題」（83.2%）などが続いています（図3）。いずれの人権問題も半数以上が関心を持っていますが、わが国固有の人権問題である「同和問題（部落差別）」（68.2%）や、近年、社会的な認知が広がってきている「性的マイノリティ（性的指向の異なる人・性別違和など）の人権問題」（68.2%）、「アイヌの人々の人権問題」（56.8%）は下位となっています（図3）。

図3 市民が関心を持つ人権問題



④ 人権問題にかかわる法律や条例、制度の認知状況

人権問題にかかわる法律や条例、制度について「内容まで知っている」割合が最も高いのは、「いじめ防止対策推進法」(13.1%)です(表4)。これに次いで「世界人権宣言」(11.8%)、「女性活躍推進法」(10.6%)、「本人通知制度」(10.1%)となっています(表4)。

「内容まで知っている」と「内容は知らないが名称は知っている」を合わせた認知率は、「世界人権宣言」(67.2%)が最も高く、次いで「いじめ防止対策推進法」(64.9%)、「女性活躍推進法」(55.5%)、「子供の貧困対策推進法」(52.4%)、「部落差別解消推進法」(46.1%)などが高くなっています。逆に、大阪府の条例や「貝塚市パートナーシップ宣誓制度」は「知らない」が多く、認知率の順位としては下位となっています(表4)。

表4 人権問題にかかわる法律や条例、制度の認知状況

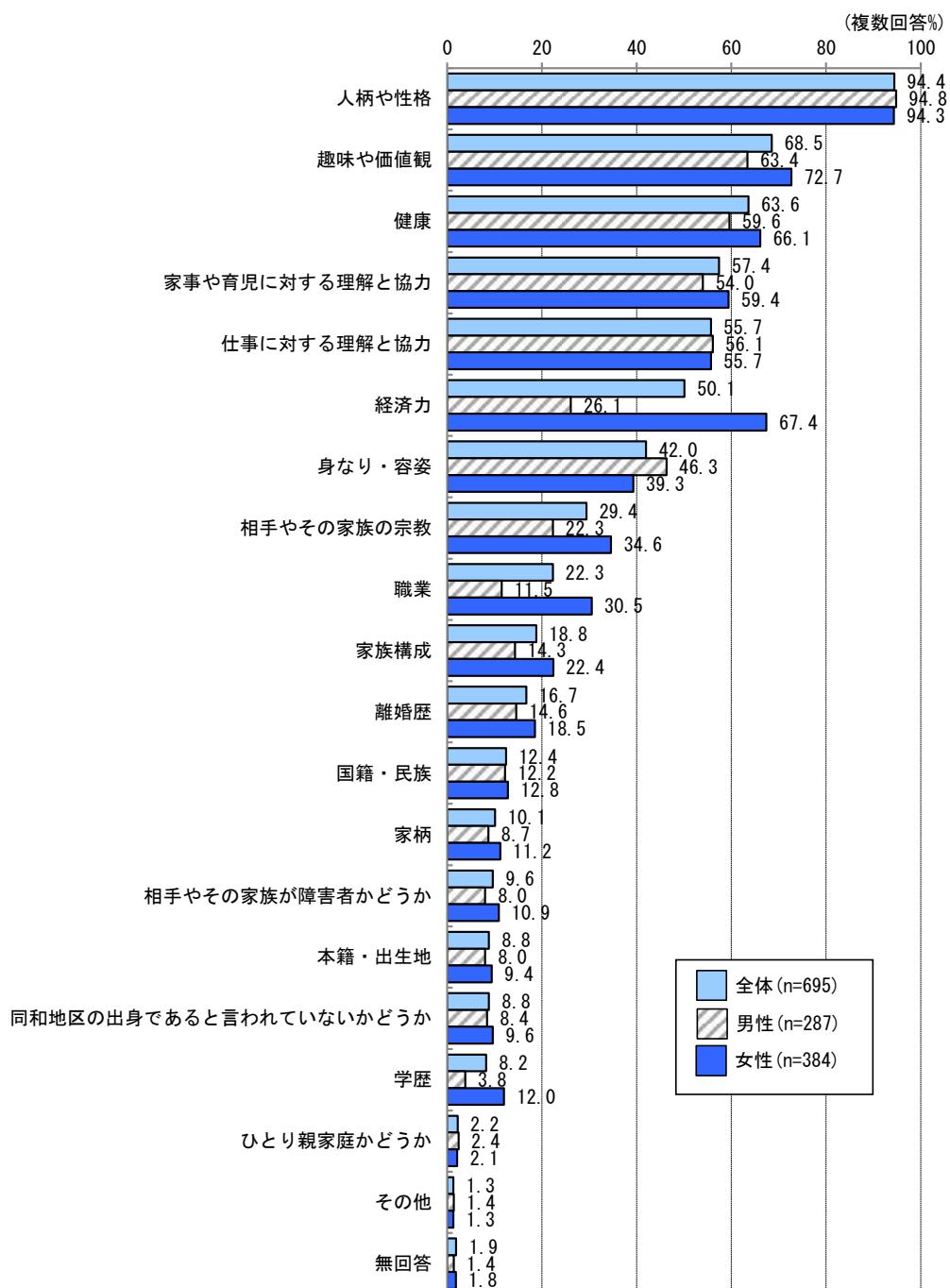
(n=695)	内 容 を 知 っ て い る	は内 容 つ は て 知 い ら ん い が 名 称	知 ら な い	無 回 答	(%)
(1) 水平社宣言	9.2	23.5	63.9	3.5	
(2) 世界人権宣言	11.8	55.4	29.1	3.7	
(3) 国際人権規約	7.1	36.4	52.7	3.9	
(4) 貝塚市人権擁護に関する条例	2.7	24.3	68.5	4.5	
(5) 本人通知制度	10.1	16.5	69.8	3.6	
(6) 障害者虐待防止法	8.1	35.5	52.1	4.3	
(7) いじめ防止対策推進法	13.1	51.8	31.5	3.6	
(8) 子供の貧困対策推進法	9.4	43.0	43.6	4.0	
(9) 女性活躍推進法	10.6	44.9	40.6	3.9	
(10) 障害者差別解消法	8.5	34.4	53.1	4.0	
(11) ヘイトスピーチ解消法	5.9	30.1	60.1	3.9	
(12) 部落差別解消推進法	8.3	37.8	50.2	3.6	
(13) 大阪府障がい者差別解消条例	4.6	23.0	68.6	3.7	
(14) 大阪府性の多様性理解増進条例	2.4	13.1	80.4	4.0	
(15) 大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例	3.2	18.8	73.7	4.3	
(16) アイヌ民族支援法	4.2	20.3	71.8	3.7	
(17) 貝塚市パートナーシップ宣誓制度	5.0	22.0	69.1	3.9	

⑤ 結婚に対する考え方

結婚相手などパートナーを決める際の重視する点についてたずねたところ、最も多かったものは「人柄や性格」(94.4%)で、男女とも最も高くなっています。次いで「趣味や価値観」(68.5%)、「健康」(63.6%)、「家事や育児に対する理解と協力」(57.4%)、「仕事に対する理解と協力」(55.7%)などが続いています(図5)。「経済力」の割合は、男性(26.1%)に比べ女性(67.4%)で突出して高く、「相手やその家族の宗教」「職業」の各割合も男性に比べ女性のほうが10ポイント以上高くなっています(図5)。

一方、「国籍・民族」(12.4%)や「相手やその家族が障害者かどうか」(9.6%)、「同和地区¹の出身者であると言われていないかどうか」(8.8%)などは少なく、下位となっていますが、回答者の約10人に1人程度が重視する点として挙げています(図5)。

図5 結婚相手などパートナーを決める際の重視する点



¹ 同和地区：わが国では同和問題の解決に向け、平成14（2002）年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区的環境改善や同和教育・人権啓発などの取組みが積極的に進められてきました。この冊子の中で使用している「同和地区」という用語は、同法（平成14(2002)年3月失効）によって指定されていた対象地域を示しています。

⑥ 人権問題に関する学習や研修会・講演会などへの参加状況

人権問題について、どの年代も小学校の授業で学んだ経験のある割合が高く、18～49歳までの各年代では7～8割台となっています（図6-1）。10歳代は「中学校で学んだ」の割合が91.7%で最も高くなっています（図6-1）。

過去5年間に、人権問題に関する研修会や講演会に参加した経験について、参加率は「勤めている職場での研修会や講演会」（12.8%）が最も高くなっています（表6-2）。

図6-1 人権問題について学校の授業で学んだ経験

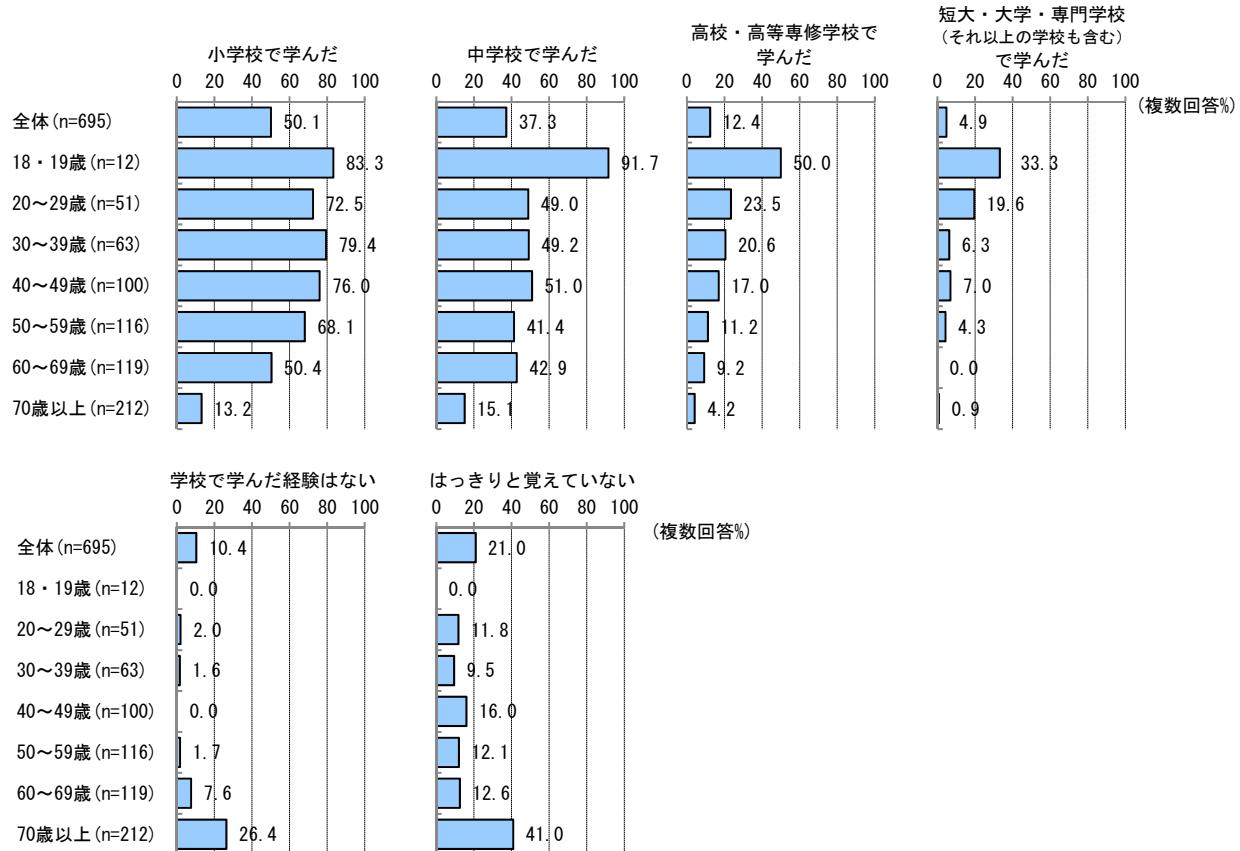


表6-2 人権問題に関する研修会や講演会に参加した経験

(n=695)	参加したことがある					参加したことがない	無回答
	深まつた	深どまちつらたかと言えば	変わらない	わからない	参加率(%)		
(1) 市主催の研修会や講演会	1.6	1.7	1.2	0.6	5.1	89.8	5.2
(2) 地域の自治会・団体等が主催の研修会や講演会	1.3	1.2	1.2	1.2	4.9	88.1	7.2
(3) 勤めている職場での研修会や講演会	3.5	5.3	3.0	1.0	12.8	80.4	6.8
(4) 市民団体やNPO等が主催の研修会や講演会	1.6	0.7	0.6	0.9	3.8	89.2	7.1

第2章 本方針の基本的な考え方

1 人権行政の定義づけ

人権は、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、人は、誰でも生まれながらにして自分らしく、そして幸せに生活するという基本的人権をもっています。

本市が担う業務は、市内に暮らす住民や本市を行き交う人々の人権に深く関わっています。本市のすべての職員が、人権を十分理解して行政サービスを提供することが求められます。

「人権行政」は、本市の職員一人ひとりが人権尊重社会の確立をめざし、人権の尊重を基調として業務に取り組むことであり、人権行政を担うためには、人権を具体化し保障するため、同和問題（部落差別）をはじめ、ヘイトスピーチや性的指向・性自認等の新たな人権問題の解決など、人権に関する重要課題について社会の理解を深めること、差別や不合理な格差を解消すること、人権にかかわる当事者や関係者の権利を広げ、擁護するとともに、当事者の社会参加や交流を促進することといった視点で業務を遂行することが必要です。

また、行政施策の中で、市民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会、全ての人々が、人権尊重の精神を当たり前のものとして身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く根づいた社会を構築していくための施策が「人権施策」であり、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発をはじめ、人権問題に関する相談、人権侵害を受けた当事者や関係者への支援並びに権利擁護などさまざまな人権施策を総合的に推進することが重要です。

本市のすべての職員がそれぞれの業務において人権の視点をとり込み、多種多様な人権施策がより積極的に進められるよう取り組むことが必要です。

2 本方針の位置づけ

本方針は、本市の「第5次総合計画」の推進方策である「市民とともに 紡ぐ まちづくり」の柱の一つに位置づけられる「人権が尊重されるまちづくりを進める」ための方針を示すものであり、人権尊重の文化が貝塚市民の日常生活の中に築かれ、まちづくりの主役である市民と本市とが協働し、「人権文化のまちづくり」を進めていくための理念や取組みの方向性を明らかにするものです。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」に示された地方公共団体の責務を踏まえ、本市の人権教育・人権啓発の総合的な推進を図るために指針にもなるものです。さらに、本方針は、市民や企業、各種団体との協働により、人権が尊重されるまちの実現を図るためのガイドラインでもあり、市民生活や企業・団体等の活動の中で、一人ひとりが人権尊重の考え方を踏まえ、自主的に協力し合って取り組むように働きかけを行っていきます。

3 人権行政の基本理念

人権とは、全ての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない最低限の権利のことです。この権利は、全ての人々に平等に、永久にあるべきものであり、日本国憲法において「基本的人権」として保障されています。

本市では、平成6(1994)年12月に「貝塚市人権擁護に関する条例」を施行し、この条例の第1条において「人間の尊厳が侵されることなく、何人も基本的人権を真に保障されるよう、部落差別をはじめ、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって市民一人ひとりの参加による「差別のない明るく住みよい国際都市貝塚市」の実現に寄与する」と条例の目的をうたっています。

この条例の目的を踏まえ、平成17(2005)年4月に「貝塚市人権行政基本方針」(以下「第一次方針」という。)を策定し、すべての人々の人権が尊重され、差別のない社会を実現するため、次の基本理念のもと、人権行政を推進してきました。

本市において、人権が尊重されるまちづくりを推進するためには、市民それぞれが人権の意義を正しく認識し、市民一人ひとりが「人間の尊厳」を持つかけがえのない存在として意識し守ることが必要です。

このような考え方を市全体に定着させるためには不断の努力が必要であることから、今後も第一次方針の基本理念を継承することとし、一人ひとりがかけがえのない存在として、各人がもつ「自分らしさ」を十分發揮し豊かな心が育まれ、互いに人権が尊重される差別のないまちの実現をめざします。

【基本理念】

- 一人ひとりがかけがえのない存在として、互いに人権が尊重される
差別のない社会
- 誰もが個性や能力を十分に發揮して自己実現を図り豊かな人権文化
を創造できる社会

第3章 人権行政の取組みの方向

1 人権の視点に立った行政運営

憲法の理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重を地域社会で実現していくことが必要であり、これらの中でも特に基本的人権の尊重は、市民の生活に密接にかかわる重要な課題です。

本市が行う施策は福祉、教育、文化、経済活動等多岐にわたっています。これらの施策は市民の基本的人権の享有や豊かな社会生活を送るために欠かすことのできないものであり、本市が行うすべての施策が人権にかかわる取組みであるといつても過言ではありません。

そのため、市職員一人ひとりが人権感覚を磨き、あらゆる職場、様々な場面で人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められます。

以上のことから、本市は、すべての施策において人権尊重を基調とし、人権尊重の視点に立った行政運営を行政全体の取組みとして推進します。

また、施策を推進するにあたってはすべての市職員が人権尊重の意義を正しく理解し、市民の生活を守るという姿勢と意欲、自覚を持って取り組み、市民から信頼される市職員となるよう努めます。

(1) 人権尊重の視点に立った施策や制度の整備・充実

すべての施策が人権にかかわる施策であることを踏まえ、常に人権尊重の視点に立って施策を推進する必要があります。また、基本理念の「豊かな人権文化の創造」を特定の部局に限った取組みとせず、すべての部局で推進します。

引き続き、人権の保障を基本においていた施策や制度などの創設・運用に努めるとともに、既存の施策や制度などについても人権尊重の視点に立った点検・見直しを常に行い、人権に関する実態の把握にも努めます。

また、人権問題の中には複数の人権問題に共通する事象が存在するという視点や、人権問題が個々独立した問題ではなく、複合的に存在するといった視点を持って、今後も取組みを進め、広報紙やホームページなどを活用し、市民等に積極的に周知を図っていきます。

(2) 市職員等人権に深く関わる人材の人権尊重の資質の向上

市職員や教職員、保健・医療・福祉・介護関係者など人権にかかわりの深い職業に従事する者は、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者（特定職業従事者）」と規定されています。

人権尊重の視点に立った行政運営を行っていくためには、市職員や教職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚し、全体の奉仕者としての自覚を持ち、人権に関する責任の重大性を認識し人権課題の解決を自らの責務として、自覚と使命感を持って職務にあたることが重要です。そのため、人権に関する職員研修の充実に努め、市職員等の資質の向上を図ります。また、職員の採用等についても人権尊重の視点から適切に対処します。

市職員や教職員以外の特定職業従事者に対しても、一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくしていくとする態度と実践力を高めるための教育・啓発を充実します。

また、医療関係や福祉関係職員等の事業者についても、啓発等の機会を通じ、事業者の特性を踏まえた研修が実施されるよう助言や必要な支援を行います。

2 人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、人権の意義や重要性を単に知識として得るだけでなく、日常生活の中で、人権尊重の視点に立った行動や態度となって現れることが重要です。

そのため、市民一人ひとりが、様々な人権問題について理解を深め、その解決を自らの課題として認識するとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、次にあげる基本的視点に立って、家庭、学校、地域社会、職場などのあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

【人権教育・啓発推進のための基本的視点】

① 人権問題を「我が事」としてとらえることができる人権教育・啓発の推進

市民すべてが、人権問題を「他人事」ではなく、自らに関係する「我が事」として認識し、解決に向けて行動する力を育む教育・啓発を推進します。

また、私たちが日常生活で当然として受け入れてきた日本特有の風習や世間体、地域における慣習や意識、行動等の身近な問題についても人権尊重の視点から積極的に見直すとともに、地域や職場等において身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度を身につけることができるよう取組みを推進します。

② 共生社会の考え方を定着させる人権教育・啓発の推進

障害の有無や年齢、性別、性的指向・性自認、出身、国籍等によって排除されず、多様性や違いを認め合う共生社会の考え方を定着させる教育・啓発を推進します。

③ 市民が主体的に取り組む人権教育・啓発への支援

人権が尊重される社会の構築に向け、市民一人ひとりが人権に関する正しい知識を習得し、身近な人権問題の解決に向けて行動することにつながるよう、市民や市民団体等と連携を図りながら、自主的、主体的に行う学習や啓発活動を支援します。

④ 生涯学習としての人権教育・啓発への支援

人権教育・啓発は、「人権教育・啓発推進法」で述べられているように、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。市民一人ひとりが生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組みを推進します。

(Ⅰ) 人権教育の推進

人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育活動です。

国及び大阪府の人権教育の取組みを踏まえながら、多様な人権問題の解決をめざす力を育むため、様々な場において人権教育の推進を図ります。

① 幼稚園・保育所・認定こども園

幼児が遊びを通して、生きる力の基礎となる豊かな心や物事に自らかかわろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な姿勢を養うよう支援し、幼児一人ひとりが、集団の中で基本的な生活ルールを身につけながら自立心を育み、同時に他者を理解し尊重する心を養っていく教育・保育を推進します。

また、地域の人々とふれあう中で、助け合う心や思いやりの心を育てるとともに、日常生活における望ましい習慣や姿勢、道徳性の芽生えを培っていきます。さらに、家庭・地域との連携を強化し、幼児の健やかな成長を促します。

保育従事者についても、人間性豊かな成長をめざして人権意識を培う教育を進めることができるように資質の向上を図ります。

② 学校

学校では、平成20(2008)年に国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」に示す人権教育の目標並びに取組みの視点²を踏まえ、発達段階に応じて、児童・生徒が人権の意義・内容について理解を深め、互いの人権を尊重し合い「自分の大切さとともに他人の大切さを認めること」ができるように育成し、「いじめ」などあらゆる人権侵害を許さない態度や実践力を育む教育をめざします。そのため、様々な体験活動を学習の中に取り入れ、自ら学び、自ら考え、主体的に取り組む意欲と姿勢を培います。また、各個人の能力を十分に伸長させながら、自己実現を図ることができるよう支援します。

さらに学校では、学校や地域の実情、児童・生徒の生活実態や人権意識などを的確に把握し、教育の全領域に位置づけた人権教育計画に基づき総合的に人権教育に取り組みます。併せて、開かれた学校づくりの観点から、家庭や地域と連携した人権教育に取り組みます。

また、教職員自らが、豊かな人間性を育み、子どもをより深く理解したうえできめ細かい教育に携われるよう人権研修を推進します。

③ 家庭

家庭では、子どもたちに豊かな情操や思いやり、命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育み、また子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、豊かな感性や情操を育

² 第三次とりまとめにおける人権教育の目標並びに取組みの視点：

人権教育の目標は、一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることとしている。また、人権教育の取組みの視点は、「人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すこと」「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるということが、態度や行動にまで現れるうこと」としている。

むことができるよう、家庭の教育力の向上を図ります。

保護者と子どもが家庭教育の中で人権感覚を身につけられるよう引き続き学習機会や情報の提供のほか、子育てに関する不安や悩みなどに対する相談・支援体制の充実を図ります。

④ 地域社会

人権尊重の意識は、主として家庭や地域における人間関係の中で培われることから、人権に関する地域での学習機会の一層の充実を図るとともに、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において実践できる人権感覚を養い育む教育を推進します。そのため、人権尊重の理念のより一層の普及をめざし、人権擁護委員をはじめ、町会・自治会や民生委員・児童委員、PTA、ボランティア活動団体、NPO法人等との連携を図り、地域の実情に応じた教育活動を行います。

また、学校教育との連携を図りながら、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動等をはじめとする多様な実践活動や体験活動、高齢者や障害のある人、性的指向・性自認で悩む人、人権侵害の被害を受けている当事者などとの交流を通じ、人権尊重の意識を醸成する機会の充実に努めます。

さらに、生涯学習の拠点となる公民館等の社会教育施設などでは、市民の様々な学習要求に対応した活動が行われており、これらの活動を学習の機会として捉え、人権意識の高揚と人権感覚の育成につなげていきます。

ひと・ふれあいセンター、やすらぎ老人福祉センター、青少年人権教育交流館並びに東共同浴場については、旧子育て支援センター跡地に三館等合同施設の整備を進めています。同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する認識と理解を深め、多様化する人権課題解決の重要な拠点施設として位置づけ、地域はもとより市民全体の交流や福祉の向上に努めています。

⑤ 企業（職場）

近年、企業では、長時間労働による過労死をはじめ、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等のハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別など、企業に関わる人権問題がメディア等で大きく取り上げられることがあります。これらの問題への対応は企業の価値に大きく関わり、「人権」の観点から企業活動を見直そうとの動きが国内外において高まっています。企業では、職場における人権尊重の原則が守られるよう、実態に応じて自主的、継続的に従業員等企業関係者に対する教育・啓発活動を展開することが求められます。

引き続き、企業に対する人権教育・啓発活動の働きかけに努め、さらに企業における人権研修の促進を図るとともに、商工会議所等との連携を一層強化するなど、企業における人権教育・啓発を促進します。

(2) 人権啓発の推進

人権啓発は、市民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動です。人権啓発により、問題や課題に対する気づきや学び、人権侵害や差別をなくすための行動化を促すことだけでなく、市民一人ひとりが人権（権利）の主体としての自覚を高めていくことをめざすものです。

そのため、市民一人ひとりが自分自身の課題として、人権尊重の理念に対する正しい理解を深められるよう、あらゆる媒体を活用し、効果的な啓発活動を推進します。

① 啓発の内容

(ア) 人権を身近に考えることができる啓発

市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていけるように、人権啓発が行政等からの一方的な情報提供等ではなく、市民の理解と共感を得、人権を身近に考えることができる啓発を推進します。

(イ) 互いの違いを認め合い尊重し合うことの大切さを学ぶ啓発

人権に関する基本的な知識を習得するための啓発だけでなく、自他の生命の尊さや一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重し合うことの大切さを訴えかける啓発を推進します。また、啓発の実施にあたっては、対象者に応じてわかりやすい事例を用いる方法や、市民が自主的に参加できる方法など興味を持って学び、印象に残る啓発に努めます。

(ウ) 日常生活の中で人権尊重の態度や行動などが実践に結びつく啓発

人権尊重の理念が頭の中で理解できたとしても、それが日常生活において、自らの態度や行動として自然と現れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現につながりません。

様々な人権問題を自分自身のこととして真摯に受け止め、考える力を養うとともに、人権問題への積極的な関心や態度、行動などが日常生活の中での実践に結びつく啓発を推進します。

② 啓発の方法

(ア) 対象者の発達段階や理解度に応じた啓発

啓発は、幼児から高齢者までの幅広い層を対象としています。啓発を効果的に進めため、様々な機会を捉え、対象者の発達段階や理解度に合わせた内容や表現に創意工夫した啓発活動を推進します。

(イ) 多様な情報メディア等を活用した啓発

近年、インターネット上での誹謗中傷や差別動画の投稿、悪意ある書き込み等による人権侵害が増加しています。広報誌やチラシ、ホームページ、SNSなど各種情報メディアを通した情報発信は、市民が自宅等において身近に情報に触れ、また市民に幅広く啓発を行うことができるという点で効果的と考えられます。それぞれの情報メディアの特性を考慮しながら、市民に人権啓発に関するイベントや研修会・講演会等への参加の呼びかけな

ど、広く情報発信を行います。

(ウ) 参加体験型の啓発

市民自らが人権を我が事として考え、日常生活において、自他の人権を尊重する態度や行動に現れるようにするために、たとえば、参加者同士の相互交流の中で新たな課題を見出し、具体的な取組み方策を考え共有するなど、市民が主体的に参加するワークショップ等の参加体験型の研修の実施、また障害のある人と障害のない人がともに学び交流したり、共同学習の場を積極的に設けたりする等、交流の機会を通じて障害者への理解を深める機会の提供などの取組みを実施します。

(エ) 地域交流を通じた啓発

人権が尊重される社会を実現するためには、高齢者、障害者、外国人を含めすべての人が地域の中で、共に支え合い、助け合いながら暮らし続けることができる社会づくりが求められます。このため、気軽に参加できる地域活動や地域の実情に応じたボランティア活動等への市民の参画を促進し、個性や価値観が異なる人との交流や人権侵害を受けた経験のある当事者との交流などを通じ、人権問題や共生社会について相互に理解を促進する啓発を推進します。

(オ) 企業における人権啓発活動の働きかけ

企業に対して、採用時における差別や企業活動におけるハラスメントなどの人権侵害の防止に取り組み、人権を尊重した企業活動を促すため人権研修の実施を働きかけます。

また、人権啓発等に関する適切な情報や資料の提供などにより、企業の自主的な人権啓発活動を支援します。

(3) 人権教育・啓発を担う人材の育成及び資質の向上

人権教育・啓発の推進には、日頃から市民一人ひとりが人権問題を自らの問題として捉え、その正しい知識を得るために継続的に学習していくことが重要であり、市民の日常生活の身近なところで、人権教育・啓発の推進者となる、地域に密着した人材の育成が求められます。

地域をはじめ、市民活動や教育現場、企業（職域）等のあらゆる場において、人権教育・啓発を担う人材を育成し、市民生活に密着した指導者としてその資質の向上に努めます。

また、人権擁護委員や民生委員・児童委員など地域に密着して相談活動を行う人材は、高齢化が進むとともに、担い手不足が深刻化している状況です。地域で人権啓発にかかわる担い手の発掘や育成についても市民に理解と協力を求め、人材の確保に努めます。

3 人権擁護・救済に向けた取組みの推進

個別の人権侵害に適切に対応するため、人権に関わる各分野における相談・支援機能の充実に努めるとともに、国、大阪府、人権擁護委員など関係機関との連携を強化し、総合的かつ効果的な相談・支援体制を推進します。

また、人権侵害の被害にあう、またはあうおそれのある人を迅速に保護、救済するための取組みを進めます。

(1) 相談・支援体制の充実・強化

本市では、女性や子どもに関する相談窓口をはじめ、高齢者や障害者に関する相談、就労や生活困窮などの相談窓口を設置しています。これらの相談窓口に、利用者が安心して相談できるよう、プライバシー保護への配慮や相談者の立場に立った対応、電話相談や面接相談など利用しやすい方法など、市民が相談しやすい環境を整備・充実します。

また、人権侵害を早期に発見し、確実に救済するため、市民の相談の中に、人権侵害が含まれていないか気づき、支援や救済につなげられるよう、相談に携わる職員の資質の向上に努めます。

一方、相談内容により本市だけで解決が困難な人権侵害事例の場合は、大阪法務局、大阪府の関係機関、医師会、保健所、社会福祉協議会など専門機関と本市が連携し、解決に向けて適切な対応を行うことができるよう支援体制の強化に努めます。

(2) 人権侵害の予防に向けた取組みの推進

自らの人権を守ることが困難な状況にある市民については、相談窓口から個別の施策や人権救済のための機関へつなぐなど、内容に応じて積極的かつ柔軟な対応を図ることで、市民の人権や権利を脅かすような事象が発生しないよう予防に向けた取組みを推進します。

また、市が実施する調査を活用し、人権課題に関する市民意識を把握するなど、関係部署と連携しながら問題把握に努めます。

(3) 救済に向けた連携体制の充実

人権侵害や差別事件が起きた場合には、大阪法務局や人権擁護委員などと連携を図りながら、事件の処理や被害者の救済に向けて迅速かつ適切な対応を行います。

また、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）や虐待等により、緊急に保護を必要とする女性や子ども、高齢者、障害のある人については、大阪府女性相談センターや子ども家庭センター、NPO法人等と連携を図り、一時保護や自立支援等の取組みを進めます。さらに、その他の様々な人権侵害について各分野の専門機関と連携し、相談支援や救済を行います。

しかし、関係機関が連携する既存の救済体制だけでは、多様化・複雑化する人権問題について迅速・柔軟な対応を行うことや、差別や虐待などの人権侵害を受けた被害者を真に救済することは困難です。

人権侵害から被害者を救済するための実効性のある人権救済制度を確立するよう大阪府と連携し、国に対し様々な機会をとらえて働きかけを行っていきます。

4 人権に関する個別問題ごとの取組みの方向

近年、配偶者等からの暴力や子ども・高齢者・障害のある人等への虐待をはじめ、職場におけるハラスメント（いじめや嫌がらせ）、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）での人権に関わる誹謗中傷など人権侵害は多様化し、LGBT等性的マイノリティの方の人権問題など、新たな分野の人権問題が顕在化しています。

人権問題は、個人の存在や尊厳を冒す社会的な問題として、その解決に向けて、重点的に取り組まなければならない行政課題です。

ますます多様化、複雑化する様々な人権問題の解決に向けて、所管課や関係機関が連携の上、取組み課題を設定し計画的・効果的な施策を推進します。

（1）女性の人権

【これまでの経過】

国際社会では、昭和42(1967)年の「女子差別撤廃宣言」採択を経て、昭和50(1975)年を「国際婦人年」と定め、これに続く昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、女性の地位向上のためさまざまな運動に取り組んでいます。わが国でも、昭和52(1977)年1月に「国連婦人の10年国内行動計画」を策定し、昭和60(1985)年6月に「女子差別撤廃条約」を批准、昭和61(1986)年4月には「男女雇用機会均等法」を施行するなど、各種法律や制度の整備が図られました。さらに、平成11(1999)年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」を施行し、あらゆる分野において男女が共に責任を担う体制づくりが進められています。

また、DVや職場でのセクシュアルハラスメント等も重要な人権問題であるとの認識が深まり、国では、平成12(2000)年11月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」を、平成13(2001)年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」をそれぞれ施行し、被害者保護の対策の強化を図っています。

なお、「DV防止法」については、平成19(2007)年と平成25(2013)年の改正で、保護命令制度の拡充が加えられたほか、市町村の努力義務として基本計画の策定等が盛り込まれました。

平成27(2015)年9月には、女性が職場生活で個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備することを目的に「女性活躍推進法」が制定されました。また、令和2(2020)年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、経済・政治の意思決定層に女性を増やしていくなど、あらゆる分野において女性が活躍できる環境の整備を推進することとしています。

本市では、平成5(1993)年3月に「貝塚市女性問題行動計画 コスモス女性プラン」を策定、その後、平成15(2003)年3月には「貝塚市男女共同参画計画（第2期）コスモスプラン」として計画を改定しました。平成25(2013)年3月には、配偶者等暴力対策基本計画を包含する計画として「貝塚市男女共同参画計画（第3期）コスモスプラン」を策定し、だれもが暮らしやすい貝塚市の実現に向け、まちづくりのあらゆる分野において男女共同参画の

視点に立った様々な取組みを推進しています。

【現状】

わが国は、法の下での男女平等がうたわれていますが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが社会のあらゆる分野に根強く残っており、また政策や方針の決定過程においても、未だに男女の均等な参画が確保されていない状況にあります。さらには、DVなど、多くの女性の人権に関わる問題が存在します。

令和4年度調査の結果から、市民が女性の人権に関して問題だと思っていることをみると、特に「(3) 職場において、妊娠や出産、育児等を理由に急に仕事を減らされたり、会社を辞めるよう言われたりすること」(87.2%) や「(2) 女性ということで、同じ勤続年数の男性よりも、給料や昇進で低い評価を受けること」(84.3%)、「(5) 職場で「まだ結婚しないのか」などと何度も聞かれること」(80.8%)など、いわゆるパワハラやセクハラに該当する行為や、性別による勤務条件の格差の現状について市民の多くは問題ととらえています(表7-1)。これらに比べ、「(7) 自治会長など地域の役職は慣習的に男性がつとめていること」(55.2%) や「(1) 男は仕事、女は家庭など、男女の固定的な役割分担意識があること」(69.0%)についての問題と思う割合は、半数を超えるものの、他の項目に比べ低くなっています(表7-1)。

表7-1 女性の人権にかかわる問題に対する認識状況

(n=695)	問題だと思う	どちらかといえば問題だ	あまり問題だと思わない	問題だと思わない	わからない	無回答	(%)	(%)
							問題と思う計	問題と思わない計
(1) 男は仕事、女は家庭など、男女の固定的な役割分担意識があること	35.0	34.0	20.3	5.6	2.6	2.6	69.0	25.9
(2) 女性ということで、同じ勤続年数の男性よりも、給料や昇進で低い評価を受けること	55.5	28.8	7.3	2.9	2.9	2.6	84.3	10.2
(3) 職場において、妊娠や出産、育児等を理由に急に仕事を減らされたり、会社を辞めるよう言われたりすること	65.6	21.6	5.2	1.6	2.7	3.3	87.2	6.8
(4) 恋人や配偶者・パートナーが携帯電話やスマートフォンの通信履歴を見ること	42.7	28.9	16.1	5.2	4.0	3.0	71.6	21.3
(5) 職場で「まだ結婚しないのか」などと何度も聞かれること	55.5	25.3	9.8	2.3	3.7	3.3	80.8	12.1
(6) 女性の政治家や管理職が少ないなど、女性が政策や方針などの決定に参画する機会が少ないとこと	38.6	34.2	16.1	3.9	4.6	2.6	72.8	20.0
(7) 自治会長など地域の役職は慣習的に男性がつとめていること	26.6	28.6	28.3	7.8	5.9	2.7	55.2	36.1

また、「(1) 男は仕事、女は家庭など、男女の固定的な役割分担意識があること」を問題だと思う割合は、男性に比べ女性のほうで高くなっています(男性62.4%、女性73.4%、表7-2)。年代別でみた問題だと思う割合は、男性の場合、60歳以上を除く各年代で6割台またはそれ以上に対し、女性の場合は70歳以上を除く各年代では8割前後となっていますが、女性に比べ、依然、男性側の性別役割分担に対する問題意識の低さが現れています(表7-2)。「(7) 自治会長など地域の役職は慣習的に男性がつとめていること」について問題だと思う割合は、特に男性の10歳代及び30歳代、女性の10~30歳代の若い世代で高く

なっています（表7-2）。

表7-2 女性の人権にかかわる問題に対する認識状況（性別、性年代別）

		n	(1) この男 と固定は 定仕 的事、 な役女 割は分 家庭担 意など、 があ ある女 る女	(2) 低数女 いの性 評男と 価性い をより 受けも る給 こと 料同 やじ 昇勤 進続 で年	(3) れれ児職 たた等場 たりをに する会由 いこ社に て、とを急 辞に妊娠 め仕姪 る事や よを出 う減産、 言ら わさ育	(4) 履帶恋 歴電人 話をや 見や配 る配偶 こマ一・ トパー オトナ一 の通が 信携	(5) な職 どで 何度ま もだ聞 結婚し れなこ いのか	(6) と決な女 定ど性に の参女政 画性治す が家政 や機策管 会が方職 少針がな な少いど なこのい	(7) 的自 に治 男會 長がな ど地 域の役 職は慣 習
性別	男性	287	62.4	83.9	87.8	69.0	78.1	69.3	57.9
	女性	384	73.4	84.7	87.5	74.3	83.1	75.5	53.7
性年代別	男性 18・19歳	8	87.5	100.0	87.5	62.5	100.0	75.0	75.0
	20～29歳	21	66.7	95.2	100.0	76.2	95.3	95.3	57.2
	30～39歳	22	68.2	86.3	86.3	59.1	77.2	63.6	77.2
	40～49歳	41	65.9	87.9	85.4	75.6	73.2	65.9	63.4
	50～59歳	42	66.6	92.8	88.1	69.0	78.6	57.2	47.6
	60～69歳	53	56.6	77.4	85.0	67.9	71.7	71.7	52.8
	70歳以上	99	58.5	78.8	87.9	67.7	77.8	70.8	57.6
	女性 18・19歳	4	100.0	100.0	100.0	75.0	100.0	100.0	75.0
	20～29歳	29	93.1	96.5	100.0	55.2	82.7	89.6	79.3
	30～39歳	41	78.0	87.8	87.8	73.2	87.8	85.4	70.8
	40～49歳	57	80.7	93.0	93.0	77.2	91.2	77.2	54.4
	50～59歳	73	75.3	91.8	94.5	82.2	91.8	79.5	58.9
	60～69歳	66	80.3	87.9	86.3	78.7	83.4	78.8	51.5
	70歳以上	109	56.0	68.8	77.1	69.7	69.8	61.5	38.6

【課題】

固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等な社会の構成員として、男女間の格差を是正し、あらゆる分野の活動に参画する機会を確保することが求められます。また、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる社会づくりが必要です。

このような社会を実現するため、次の取組みを進めます。

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を推進します。
- 各種審議会などの委員への女性の積極的な登用を図り、政策や方針決定過程の場に女性の参画を推進します。
- 男女共同参画推進にあたり、様々な情報の収集やその提供、各種相談、活動を支援し、男女を問わず誰もが自由に交流できる場の提供に努めます。
- DVの根絶に向け、警察や配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を一層強化し、被害者支援に取り組むとともに、交際相手の暴力（デートDV）についても、若年層の理解が広まるよう啓発を進め、学校においても男女が互いに尊重し合うための教

育を推進します。

- ・元配偶者や元恋人の裸の写真等をインターネットに流出させるなどの嫌がらせ行為（リベンジポルノ）やストーカー行為（つきまとい）、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の人権侵害行為についても、人権教育、啓発の推進を通して防止に努めます。
- ・社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、関係機関との連携のもと、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に向けた啓発に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、保育・介護サービスの充実など家庭と仕事の両立への支援に努めます。

（2）子どもの人権

【これまでの経過】

わが国における子どもの人権を法的に守るための取組みについては、平成11(1999)年11月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成12(2000)年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」、平成15(2003)年7月に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることを目的にした「次世代育成支援対策推進法」、また平成24(2012)年には、「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法など個別立法が相次いで制定・施行されることで対応が進められてきました。「児童虐待の防止等に関する法律」は、児童虐待の増加を背景に数度改正され、最近の児童虐待による痛ましい事件の多発等を踏まえて、平成31(2019)年3月に「児童虐待の防止等に関する法律」と「児童福祉法」の改正案が閣議決定され、令和2(2020)年4月から施行されています。また、いじめが社会問題化したことを受け、国では、平成25(2013)年9月に、いじめの防止対策の基本理念、いじめの禁止や関係者の責務を定めた「いじめ防止対策推進法」を施行しました。さらに、格差社会の進展等により子どもの貧困が大きな問題となり、その解消、教育の機会均等、次世代への貧困の連鎖の防止等を図るために「子どもの貧困対策法」を平成26(2014)年1月に施行し、令和元(2019)年6月に改正を行っています。

そのほか、ヤングケアラーをはじめ、不登校、社会的ひきこもり・ニートなど社会生活を送る上で様々な困難を抱える子ども・若者も少なくありません。

本市では、少子化及び子育て支援対策をめぐる国の法制度の整備を受けて、「貝塚市次世代育成支援行動計画」をはじめ、令和2(2020)年3月には、「第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定するなど、本市の全ての子どもたちが健やかに成長できる社会をめざし、様々な取組みを推進しています。

学校教育では、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決に向けては、なお課題が多く残されていることから、人権尊重の教育をさらに充実・発展させていくため、平成12(2000)年3月に「人権教育基本方針」を策定し、この方針に則して教育分野における人権教育を推進しています。また、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」をふまえ、市としてのいじめ防止のための総合的な方針である「貝塚市いじめ防止基本方針」を平成26(2014)年10月に策定し、市と教育委員会及び学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めました。その後、平成29(2017)年3月に、国の「いじ

め防止等のための基本的な方針」の改定を受け方針の見直しを行っています。そのほか、平成17(2005)年9月に「平和教育基本指針」を策定し、生命の尊重や個人の尊厳を日常生活の中に生かすことができるよう、生命の大切さや他人の立場を理解し、思いやりのある心、寛容の心を育成するための教育を推進しています。

【現状】

近年、子どもへの虐待やいじめ等、子どもが巻き込まれる事件はあとを絶たず、依然、社会問題となっています。

令和4年度調査の結果から、市民が子どもの人権に関して問題だと思っていることをみると、「(3) SNSなどインターネットを使いたいじめが起きていること」(94.4%)や「(2) 子ども同士の「仲間はずれ」、「無視」など」(92.7%)が9割を占めています。また、「(7) 家庭の経済的事情によって教育に格差が生じていること」(83.9%)が3番目に多く、いじめだけでなく、子どもの貧困についても問題であるとの認識を持つ市民は少なくありません(表8)。一方、「(6) 実在する子どもの性的描写は法律で規制されているが、漫画やアニメの性的描写は既定されていないこと」(69.4%)については、問題と思うの割合は最も低くなっています(表8)。

表8 子どもの人権にかかわる問題に対する認識状況

(n=695)	問題だと思う	どちらかといえば問題だ	あまり問題だと思わない	問題だと思わない	わからない	無回答	(%)	(%)
							問題と思う計	問題と思わない計
(1) 子どもに保護者がしつけのつもりで体罰を加えること	44.0	33.7	13.8	3.3	3.0	2.2	77.7	17.1
(2) 子ども同士の「仲間はずれ」、「無視」など	72.4	20.3	2.7	0.7	1.7	2.2	92.7	3.4
(3) SNSなどインターネットを使いたいじめが起きていること	82.9	11.5	0.7	0.4	2.6	1.9	94.4	1.1
(4) 学校の規則等を定める際に子どもの意見表明の場がないこと	40.9	36.0	14.0	2.0	4.9	2.3	76.9	16.0
(5) 教師が子どもに体罰を加えること	56.4	26.6	10.1	2.4	2.3	2.2	83.0	12.5
(6) 実在する子どもの性的描写は法律で規制されているが、漫画やアニメの性的描写は規制されていないこと	34.7	34.7	15.0	5.9	7.3	2.4	69.4	20.9
(7) 家庭の経済的事情によって教育に格差が生じていること	51.4	32.5	7.8	2.3	4.0	2.0	83.9	10.1
(8) 家事や家族の世話・介護などを日常的に子どもが行っていること	57.3	25.3	9.9	1.4	3.7	2.3	82.6	11.3

「(1) 子どもに保護者がしつけのつもりで体罰を加えること」や「(4) 学校の規則等を定める際に子どもの意見表明の場がないこと」「(5) 教師が子どもに体罰を加えること」「(6) 実在する子どもの性的描写は法律で規制されているが、漫画やアニメの性的描写は規制されていないこと」「(8) 家事や家族の世話・介護などを日常的に子どもが行っていること」の問題と思うの各割合は、男性に比べ女性のほうで高くなっています。特に保護者や教師が体罰を与えることについては問題としての男性の認識がやや低い状況にあります。

【課題】

子どもは社会的弱者であり、守るべき存在ではありますが、保護の対象としてだけではなく、権利の主体として認めるという「児童の権利に関する条約」（平成6（1994）年批准）の趣旨を十分踏まえた教育及び啓発を引き続き進めることが重要です。その上で、社会全体で、子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもの人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの立場を尊重し、心身ともに健やかに成長できる環境づくりが必要です。

このような環境づくりのため、次の取組みを進めます。

- ・子どもは、保護の対象であるとともに、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるという視点に立ち、子どもに関わる全ての人が、子どもの権利についての認識等を深めるための啓発を推進します。
- ・子どもをめぐる人権に関わる様々な課題の解決に向けて、学校、家庭、地域が連携したきめ細やかな取組みを推進します。
- ・貝塚市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携を図りながら、児童虐待への適切な対応、要保護児童やその家庭への支援を図ります。
- ・子どもは「将来を担う社会の宝」という視点にたち、全ての子どもが家族形態や生活困窮など、生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していくことができる社会づくりに取り組みます。

（3）高齢者の人権

【これまでの経過】

国では、平成7（1995）年12月に高齢社会対策の基本事項を定めた「高齢社会対策基本法」を、平成12（2000）年4月に高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険法」を、また平成18（2006）年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」をそれぞれ施行し、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいを持って暮らせる社会の実現に向け、様々な取組みが進められてきました。

本市では、平成12（2000）年3月に「貝塚市老人保健福祉計画・第1期介護保険事業計画」を策定して以来、3年ごとに見直しを行い、令和3年（2021）年3月からの「貝塚市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」においては、「高齢になっても、介護が必要になっても、安心して暮らせるまち～地域包括ケアシステム推進のために～」を基本理念として、高齢者一人ひとりが尊重され、いつまでも健康で生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくりのため、地域包括ケアシステムの構築・機能の充実に向けた取組みを進めているところです。また、地域包括支援センターによる相談活動をはじめ、高齢者の尊厳を確保するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知並びに利用促進、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応への取組みを推進しています。高齢者の認知症については、予防、早期発見、ケアなど介護に対する知識の普及並びに、高齢者の人権に関する啓発活動を引き続き進めています。

【現状】

わが国の高齢化は、世界にも例を見ない速さで進んでいます。本市の令和4(2022)年10月1日現在の65歳以上の高齢化率は27.3%で、市民の4人に1人が高齢者となっており、本市でも超高齢社会を迎えています。高齢者の急速な増加に伴い、高齢者の人権を脅かす様々な事象が発生しています。

令和4年度調査の結果から、市民が高齢者的人権に関して問題だと思っていることをみると、「(5)家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けたりすること」(92.8%)や「(2)悪徳商法や振り込め詐欺による高齢者の被害が多いこと」(92.1%)が多く、「(4)情報がひとり暮らしの高齢者に十分に伝わらないこと」(89.0%)も3番目に多くなっています(表9)。一方、「(7)高齢者の意志が尊重されず、家族の都合で施設入所が決められてしまうこと」については、問題と思うの割合は70.2%で問題意識としては最も低くなっています(表9)。

表9 高齢者的人権にかかる問題に対する認識状況

(n=695)	問題だと思う	どちらかといえば問題だ	あまり問題だと思わない	問題だと思わない	わからない	無回答	(%)	問題と思う計	問題と想わない計
							(%)		
(1) 働ける能力を發揮する機会がないこと	35.4	43.0	10.6	2.7	4.5	3.7	78.4	13.3	
(2) 悪徳商法や振り込め詐欺による高齢者の被害が多いこと	71.4	20.7	2.3	0.9	2.2	2.6	92.1	3.2	
(3) 集団生活である高齢者施設では、日常生活での自己決定の機会がないこと	31.2	39.3	13.4	1.7	11.4	3.0	70.5	15.1	
(4) 情報がひとり暮らしの高齢者に十分に伝わらないこと	54.5	34.5	3.2	1.3	3.6	2.9	89.0	4.5	
(5) 家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けたりすること	74.2	18.6	1.0	1.0	2.3	2.9	92.8	2.0	
(6) 認知症の高齢者が電車ではねられる事故を起こし、家族に損害賠償が請求されること	60.9	23.3	4.6	1.2	6.8	3.3	84.2	5.8	
(7) 高齢者の意志が尊重されず、家族の都合で施設入所が決められてしまうこと	28.5	41.7	16.4	3.0	7.3	3.0	70.2	19.4	
(8) 高齢者だけでは賃貸住宅などへの入居が難しいこと	42.7	37.8	8.2	1.4	6.8	3.0	80.5	9.6	

【課題】

要介護状態や認知症等になっても、高齢者の尊厳が守られ、可能な限り社会とのかかわりを持ちながら自立した生活ができるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できる環境づくりに向けた取組みが必要です。

また、要介護高齢者の介護者の負担を軽減するための十分な支援が求められます。

このような環境づくりのため、次の取組みを進めます。

- ・高齢者虐待をはじめ高齢者を狙った犯罪など高齢者的人権を脅かす事象や、高齢者の権利を守る取組みについての認識等を深めるための啓発を推進します。
- ・高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止のために、高齢者虐待防止ネットワー

クにおける関係機関との連携を図ります。

- ・高齢者を狙った悪徳商法や詐欺などを防止するため、相談・支援に努めます。
- ・高齢者の豊かな知識や経験を、就労や地域活動など様々な場において生かしていくための環境づくりを図ります。
- ・地域包括支援センターにおいて、生活支援や介護予防などの情報発信が円滑に実施できるよう支援します。
- ・認知症等により、財産管理や日常生活に支障がある高齢者を法律的に支援するため、成年後見制度の利用を促進します。
- ・「貝塚市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく取組みを推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(4) 障害者的人権

【これまでの経過】

昭和56(1981)年の「国際障害者年」を契機に、世界各国において障害のある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取組みが推進されてきました。

国では、平成16(2004)年6月に「障害者基本法」を改正・一部施行し、障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定しました。平成18(2006)年4月には、障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、「障害者自立支援法」を施行しました。平成23(2011)年には、障害者基本法を改正し、障害者施策の目的を、障害の有無にかかわらず、全ての国民が「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ものとし、平成25(2013)年4月に、障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正・施行しています。また、平成23(2011)年8月に施行した改正障害者基本法では、障害を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止し、平成24(2012)年10月には、障害のある人への虐待を防止するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行しました。平成25(2013)年6月には、障害のある人への差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されています。

本市では、平成21(2009)年3月に「第2次貝塚市障害者計画」を策定し、障害のある人に関する施策を総合的に推進してきました。また、平成19(2007)年3月に「貝塚市障害福祉計画」を策定し、それ以降、4期にわたり計画の改定を行い、地域での暮らしを支援することを中心に、福祉サービスの提供基盤の整備等について施策の推進を図ってきました。

しかし、これらの計画の策定後、国において障害制度に関する改革が大きく進んだことや社会情勢・ニーズの変化、新たに市町村に対して障害児福祉計画の策定が義務づけられたことなどを受けて、平成30(2018)年3月に「第3次貝塚市障害者計画」とびに「第5期貝塚市障害福祉計画・第1期貝塚市障害児福祉計画」として計画を改定し、令和3(2021)年3月には、障害福祉・障害児福祉計画の期間が満了したことに伴い、「第6期貝塚市障害福祉計画・第2期貝塚市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の整備・充実に努めています。

【現状】

令和4年度調査の結果から、市民が障害者的人権に関して問題だと思っていることをみると、「(5)車いすの利用に配慮した段差の解消やスロープの設置が進まないこと」が89.2%で最も多く、これに次いで「(3)手話や音声案内など、情報をわかりやすい形にして伝える配慮が足りないこと」(83.3%)、「(1)精神疾患や精神障害に対し、いまだ社会に強い偏見や理解不足があること」(81.7%)が続いており、特に生活環境における合理的配慮の点で不十分との認識を持つ市民が多くなっています(表10)。一方、「(7)店舗などで店員が障害者本人を避け、その介助者や家族ばかりにコミュニケーションをとろうとすること」については、問題と思う割合は71.2%で最も低くなっています(表10)。

表10 障害者的人権にかかわる問題に対する認識状況

(n=695)	問題だと思う	どちらかといえば問題だ	あまり問題だと思わない	問題だと思わない	わからない	無回答	(%)	(%)
							問題と思う計	問題と思わない計
(1) 精神疾患や精神障害に対し、いまだ社会に強い偏見や理解不足があること	44.7	37.0	5.8	1.9	7.5	3.2	81.7	7.7
(2) 社内に適切な仕事がないことなどを理由に、障害者雇用に企業が積極的に取り組まないこと	37.4	39.6	10.6	1.6	7.8	3.0	77.0	12.2
(3) 手話や音声案内など、情報をわかりやすい形にして伝える配慮が足りないこと	46.8	36.5	5.9	0.9	6.6	3.3	83.3	6.8
(4) 知的障害、精神障害等により判断能力が十分でないことを理由に後見人や家族が財産を勝手に処分すること	56.8	23.9	7.5	1.7	7.1	3.0	80.7	9.2
(5) 車いすの利用に配慮した段差の解消やスロープの設置が進まないこと	61.6	27.6	3.5	0.3	4.0	3.0	89.2	3.8
(6) スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動への参加の機会が十分でないこと	34.8	38.6	13.2	1.2	9.2	3.0	73.4	14.4
(7) 店舗などで店員が障害者本人を避け、その介助者や家族ばかりにコミュニケーションをとろうとすること	36.7	34.5	14.2	2.9	8.6	3.0	71.2	17.1

【課題】

障害者が、地域で安心して暮らし自身の希望する生活を実現することができるよう、関係機関の連携・協力のもと障害や障害のある人への市民の理解を一層深めるとともに、事業者に対しては合理的配慮の提供をより一層求め、障害のある人が自らの選択と決定のもと、社会のあらゆる活動に参加・参画できる環境づくりが必要です。

このような環境づくりのため、次の取組みを進めます。

- ・障害のある人に対する正しい理解を促進するための啓発に努めます。
- ・すべての人にとって安全で快適な生活ができるようユニバーサルデザインの普及・啓発に努めるとともに、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化に取り組みます。
- ・知的障害やその他精神上の障害等により、財産管理や日常生活に支障がある人を法律的に支援するため、成年後見制度の利用を促進します。
- ・「貝塚市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」による取組みを推進し、障害のある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

(5) 外国人の人権

【これまでの経過】

平成28(2016)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みが進められています。

本市では、平成18(2006)年8月に「在日外国人問題に関する教育指針」を策定し、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童生徒が、互いに違いを認め合い、本人のアイデンティティを保ちながら自己実現を図ることができるように、ともに生きることのできる教育を推進しています。

【現状】

グローバル経済の進展、国際交流の活発化に伴い、わが国に在留する外国人は年々増加しています。令和4(2022)年度の市民課事務報告によると、本市に暮らす外国人の国籍は、ベトナムが441人で最も多く、次いで中国が325人で、以下、朝鮮・韓国217人、フィリピン並びにミャンマー各63人、ネパール41人など様々な国籍の外国人が暮らしています。

また、近年、地方都市での重要な労働力として来日する外国人も増え、本市でも技能実習生として暮らす外国人は少なくありません。日本人の働き手が集まりにくい業界を中心に、実習生が働く現場が増える一方、不安定な雇用や、社会保険への未加入、雇用主からのハラスメントなど実習生の人権を脅かす問題が発生しています。

このように、外国人の定住化が進む現在、外国人を観光客や一時的滞在者としてではなく、生活者・地域住民として認識する視点が重要であり、言葉や習慣などが異なる外国人と地域住民との間で、互いの文化を理解し合い、共に暮らしていく社会づくりが求められています。

日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人についても等しく基本的人権の享有を保障しています。しかし一方で、言語・宗教・習慣等の違いから就労差別やアパート・マンションへの入居拒否などの差別行為をはじめ、外国人が地域で生活していく上で必要な行政サービス等の情報が十分に得られず、本来受けられるサービスの提供を受けられないなどの生活上の問題や、外国籍等の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題が指摘され、また特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが公然と行われているという問題も発生しています。

令和4年度調査の結果から、市民が外国人の人権に関して問題だと思っていることをみると、「(2) 外国人を労働者として雇用しているにもかかわらず、健康保険に加入させない事業者があること」(88.0%) や「(1) 就職や仕事の内容・待遇などで、国籍や民族を理由に不利な扱いを受けること」(82.7%) などが多く、「(8) 特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）があること」(81.1%) が3番目となっており、外国人労働に関する問題への関心が高くなっています（表II）。一方、「(3) 選挙権がなく、政治に意見が十分に反映されないこと」については、問題と思う割合は55.3%で最も低く、問題と思わない割合が32.5%で最も高くなっています（表II）。

表11 外国人の人権にかかわる問題に対する認識状況

(n=695)	問題だと思う	どちらかといえば問題だ	あまり問題だと思わない	問題だと思わない	わからない	無回答	(%)	(%)
							問題と思う計	問題と思わない計
(1) 就職や仕事の内容・待遇などで、国籍や民族を理由に不利な扱いを受けること	48.9	33.8	5.9	2.3	6.9	2.2	82.7	8.2
(2) 外国人を労働者として雇用しているにもかかわらず、健康保険に加入させない事業者があること	64.0	24.0	2.4	0.7	6.2	2.6	88.0	3.1
(3) 選挙権がなく、政治に意見が十分に反映されないこと	24.2	31.1	21.4	11.1	9.6	2.6	55.3	32.5
(4) 外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいること	37.1	40.0	9.1	2.3	9.2	2.3	77.1	11.4
(5) 働いている外国人に、日本名（通称名）の使用を求めるこ	50.8	25.3	10.2	1.3	9.8	2.6	76.1	11.5
(6) 結婚相手やパートナーとの交際で周囲から反対を受けること	41.2	31.4	11.7	3.6	9.8	2.4	72.6	15.3
(7) 病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと	41.6	37.7	8.8	2.0	7.5	2.4	79.3	10.8
(8) 特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）があること	54.8	26.3	4.7	1.9	9.5	2.7	81.1	6.6

【課題】

異なる文化や考え方を理解し、互いの人権を尊重しあうことで「心のグローバル化」を推進するとともに、「多文化共生社会」の形成を進め、外国人も地域で暮らす住民のひとりとして安心して生活できる共生社会の実現が必要です。

本市における共生社会実現のため、次の取組みを進めます。

- ・外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を解消し、民族、国籍等に関係なく互いを尊重し合う意識を醸成するための啓発を推進します。
- ・外国人への生活情報の提供や日本語教育などの生活支援の充実を図り、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。
- ・留学生や姉妹都市との交流などを通じて、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化、考え方や多文化共生の重要性に対する相互の理解を深め、市民や地域の共生意識の高揚を図ります。

(6) インターネット上の人権

【これまでの経過】

インターネット上の人権侵害への法的な対策として、国では、平成14(2002)年5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し、被害者救済が図られるようになりました。この法律により、特定個人の権利が侵害されたことが明白な場合などに限り、発信者情報の開示を請求できるようになりましたが、依然として人権侵害はあとを絶たない状況です。

その後、国では、平成21(2009)年4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行し、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策を講じています。

【現状】

近年、インターネットやスマートフォン等の急速な普及により、情報の収集・発信の利便性は大きく向上し、その利用が進む一方で、匿名性を悪用し、SNSやウェブサイト、ブログ、電子掲示板に特定の個人や集団等を誹謗中傷する表現が拡散したり、その行為により差別が助長されたりするなどの人権侵害が増加しています。

令和4年度調査の結果から、市民がインターネット上の人権に関して問題だと思っていることをみると、「(4) 子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること」(93.0%)や「(1) 誹謗(ひぼう)中傷がたちまちのうちに拡散してしまうこと」(92.3%)、「(2) フェイクニュース(真実ではない情報)や誤った情報が拡散されること」(92.2%)が上位を占めています(表12)。そのほかの項目も9割前後を占め、インターネット上の人権については、全般的に市民の多くが問題意識を持っている様子がうかがえます。

表12 インターネット上の人権に対する認識状況

(n=695)	問題だと思う	どちらかといえば問題だ	あまり問題だと思わない	問題だと思わない	わからぬ	無回答	(%)	(%)
							問題と思う計	問題と思わない計
(1) 誹謗中傷がたちまちのうちに拡散してしまうこと	80.4	11.9	1.6	0.3	3.7	2.0	92.3	1.9
(2) フェイクニュース(真実ではない情報)や誤った情報が拡散されること	80.4	11.8	1.9	0.6	3.3	2.0	92.2	2.5
(3) 有害な書き込みによる被害を訴えても、書き込んだ人を特定するための手続きに時間要すること	76.4	13.8	1.9	1.0	4.3	2.6	90.2	2.9
(4) 子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること	82.2	10.8	0.3	0.7	3.9	2.2	93.0	1.0
(5) 誹謗中傷されている人の気持ちを考えず、書き込みをリツイートしさらに広めること	81.7	10.4	1.6	0.4	3.7	2.2	92.1	2.0
(6) 事件報道を受け、被害者や加害者の個人情報がネットに掲載されること	77.3	13.5	1.7	0.9	4.5	2.2	90.8	2.6
(7) 問題のある情報がインターネット上に掲載されると、削除や訂正に時間がかかること	76.8	12.8	1.7	0.7	5.2	2.7	89.6	2.4

【課題】

インターネットを含む情報通信技術（ＩＣＴ）は、今後も高度に進展が見込まれることから、インターネット等を利用する個人一人ひとりがプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解を深めるための啓発の充実が重要です。

インターネット上での人権侵害や個人情報の流出等に関わる問題に対して適切かつ迅速に対応するため、相談窓口の整備・充実と周知に努める必要があります。

市民がインターネットを安心・安全に利活用できるようにするために、次の取組みを進めます。

- ・ インターネット利用者やプロバイダなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解をさらに深め、メディアリテラシーを醸成するための教育、啓発活動を推進します。
- ・ 学校教育では、情報に関する学習などでインターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題と、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルなどについて理解を深めるための教育を推進します。
- ・ インターネット上の人権侵害については、速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局、大阪府、関係機関と連携しながら、適切な対応に取り組みます。

(7) 性的マイノリティに関する人権

【これまでの経過】

わが国では、平成16(2004)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」を制定し、一定の条件のもと、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。さらに平成20(2008)年6月、同法の改正により、性別変更できる特定の条件が緩和されました。また、学校に対しては、性同一性障害等の児童生徒への配慮等を求める通知が国から出されています。

このような性的マイノリティをめぐる状況を受け、本市では、令和2年(2020)9月から、市独自に「貝塚市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。この制度は、一方又は双方が性的マイノリティ（性的少数者）であるパートナーであって、お互いをその人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約束した二人からパートナーシップの宣誓があった場合、宣誓書受領証を交付することにより、市が証明する制度です。

【現状】

性は、身体の見た目だけで決められるものではなく、複雑で多様なものです。自分の性別に対する違和感がなく、性的指向（性愛の対象）が異性に向かう人だけでなく、性的指向が同性に向かう同性愛者（レズビアン、ゲイ）や男女両方に向かう両性愛者（バイセクシュアル）、生物的な性（身体の性）と性に関する自己認識（心の性）が一致せず、「身体の性」と異なる性別を生きようとする人（トランスジェンダー）やその不一致に悩む「性同一性障害」の人など、様々な性を生きる人たちがいます。わが国でも、このような性的マイノリティであることを公表する人がでてきたりするなど、少しづつ性のあり方の多様性が社会的に認知されるようになってきましたが、今なお、性的少数者は偏見や差別の対象となり、日常生活の様々な場面において制約や不利益を受けています。

令和4年度調査の結果から、市民が性的マイノリティに関する人権に関して問題だと思っていることをみると、「(2)職場や学校などでいやがらせやいじめを受けること」(90.5%)が最も多くなっています（表13）。これに次いで「(6)本人が望んでいないのに、自らの性的指向や性自認を他者に広められること（アウティング）」(86.5%)、「(1)性的指向が異なることを理由に、就職活動や職場において不利な扱いを受けること」(84.3%)となっています（表13）。一方、「(7)パートナーがいても婚姻と同等に扱われないこと」を問題と思う割合は72.4%で最も低くなっています（表13）。

調査結果では、性的マイノリティに対する市民の関心、問題意識は高い様子がうかがえますが、それらの人々に対する理解は、社会全体としては未だ十分とはいえません。

表13 性的マイノリティに関する人権に対する認識状況

(n=695)	問題だと思う	どちらかといえば問題だ	あまり問題だと思わない	問題だと思わない	わからない	無回答	(%)	(%)
							問題と思う計	問題と思わない計
(1) 性的指向が異なることを理由に、就職活動や職場において不利な扱いを受けること	54.4	29.9	4.7	1.0	7.3	2.6	84.3	5.7
(2) 職場や学校などでいやがらせやいじめを受けること	70.5	20.0	2.3	0.1	4.6	2.4	90.5	2.4
(3) じろじろ見られたり、避けられたりすること	52.8	30.9	6.5	1.7	5.5	2.6	83.7	8.2
(4) 同性カップルが賃貸住宅などに入居することを拒否されること	54.5	27.3	6.5	1.9	7.2	2.6	81.8	8.4
(5) 性的マイノリティについて相談する場所が十分でないこと	46.8	30.6	7.8	1.9	10.1	2.9	77.4	9.7
(6) 本人が望んでいないのに、自らの性的指向や性自認を他者に広められること（アウティング）	69.1	17.4	3.3	0.9	6.8	2.6	86.5	4.2
(7) パートナーがいても婚姻と同等に扱われないこと	42.0	30.4	9.4	4.0	11.5	2.7	72.4	13.4

【課題】

性的マイノリティをめぐっては制度上の問題だけでなく、社会生活の様々な場面で差別や偏見を受けたり、生きづらさを感じたりすることが少なくないことから、性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる社会になるよう、性の多様性について市民の理解を深めるための教育・啓発を推進することが必要です。

性的マイノリティの人たちにとっても、本市がインクルーシブなまちになるよう、次の取組みを進めます。

- ・多様な性のあり方に関して、市民の理解を深めるための啓発を推進します。
- ・関係機関と連携し、性的指向・性自認に悩んでいる人の相談に対応するとともに、相談者の立場に立った相談や支援に取り組みます。
- ・貝塚市パートナーシップ宣誓制度について普及・啓発を推進します。

(8) 同和問題（部落差別）

【これまでの経過】

国における人権尊重や差別解消に向けた取組みは、大正11(1922)年3月に出された、わが国初の人権宣言といわれる「水平社宣言」に端を発し、いわゆる部落解放運動が大衆運動へと変遷していくなか進められてきました。昭和40(1965)年8月の「同和対策審議会答申」及び昭和44(1969)年7月の「同和対策事業特別措置法」施行以後、33年間にわたり実施されてきた同和対策事業は、平成14(2002)年3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効をもって終了しました。その後、特別対策は一般施策へ移行し、残された課題については、現行制度を的確に運用しながら解決を図ってきました。

しかしながら、匿名性と拡散性を利用したインターネット上の差別書き込みや全国の同和地区所在地の公開等の事案も依然として発生しており、同和問題（部落差別）の解決を阻む要因になっています。

このような背景から、国では、平成28(2016)年12月に「部落差別解消法」を施行しました。この法律では「現在もなお部落差別が存在する」との認識を明確に示し、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要である」と規定しています。

本市でも、一般施策に移行後、人権尊重社会の実現をめざし、同和問題（部落差別）を人権にかかわる重要課題の一つとして取り上げ、総合的な人権施策推進の一環として、同和問題（部落差別）の早期解決をめざした取組みを行っています。

【現状】

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度により、一部の人々が、長期間、経済的・社会的・文化的に低い状態におかれることを強いられてきたわが国固有の人権問題です。国では、これまでにこの問題の解決に向けた対策を講じてきましたが、今なお、結婚や就職等、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの事象が発生しています。

令和4年度調査の結果から、市民が同和問題（部落差別）に関して問題だと思っていることをみると、「(4) インターネット上に誹謗中傷等が掲載されること」(89.6%) や「(1) 就職において不利な扱いを受けること」(88.4%)、「(5) インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されること」(87.4%) などが9割近くを占めています。インターネットにおける人権侵害とともに、就職差別が未だ存在することについて問題と思う市民が多くなっています（表14-1）。

結婚や就職時の身元調査の是非についての考えをみると、「よくないことだが、ある程度はしかたがないことだと思う」が41.2%で最も多く、「身元調査は差別につながるおそれがあるので、すべきでないと思う」の22.9%を大きく上回っています（図14-2）。「身元調査をすることは当然のことだと思う」は5.0%と少なくなっているものの、大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例において、部落差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する調査が禁止されていることについて、知らない市民は少なくありません（図14-2）。

回答者の子どもが同和地区出身者と結婚することについての親としての態度をみると、「迷いながらも、結局は賛成する」が27.6%で、「賛成する」の23.7%をわずかに上回っています。これに対し、「反対する」は4.3%、「迷いながらも、結局は反対する」は7.9%

と少なくなっていますが、「わからない」が33.4%あることを勘案すると、今なお、差別意識は根強く残っているといえます（図14-3）。

家を購入したりマンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に同和地区にある物件、もしくは小中学校区に同和地区がある物件を避けるかどうかについては、「いずれにあってもこだわらないと思う」が32.9%で最も多くなっています（図14-4）。しかし、「同和地区にある物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う」が25.6%、「同和地区や同じ小中学校区にある物件は避けると思う」が13.5%となっており、同和地区に対し差別意識を持つ市民は少なくありません（図14-4）。

表14-1 同和問題（部落差別）に対する認識状況

(n=695)	問題だと思う	どちらかといえば問題だ	あまり問題だと思わない	問題だと思わない	わからない	無回答	(%)	問題と思う計	問題と思わない計
							(%)		
(1) 就職において不利な扱いを受けること	65.8	22.6	2.4	0.4	6.3	2.4	88.4	2.8	
(2) 結婚の際、周囲から反対を受けること	54.7	27.1	5.9	1.6	8.3	2.4	81.8	7.5	
(3) 日常生活の中での近所付き合いなどの交際を避けられること	59.3	26.5	3.9	1.0	6.8	2.6	85.8	4.9	
(4) インターネット上に誹謗中傷等が掲載されること	73.1	16.5	1.2	0.4	6.6	2.2	89.6	1.6	
(5) インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されること	69.6	17.8	2.4	1.2	6.6	2.3	87.4	3.6	
(6) 身元調査をされること	66.5	18.1	4.6	2.2	6.0	2.6	84.6	6.8	
(7) 行政機関や不動産取引業者に「どこが同和地区なのか」と問い合わせる人がいること	53.1	25.6	7.5	4.3	7.1	2.4	78.7	11.8	
(8) 引っ越しや住宅の購入で、同和地区を避ける人がいること	40.0	27.1	13.2	7.1	10.2	2.4	67.1	20.3	

図14-2 結婚や就職時の身元調査についての考え方

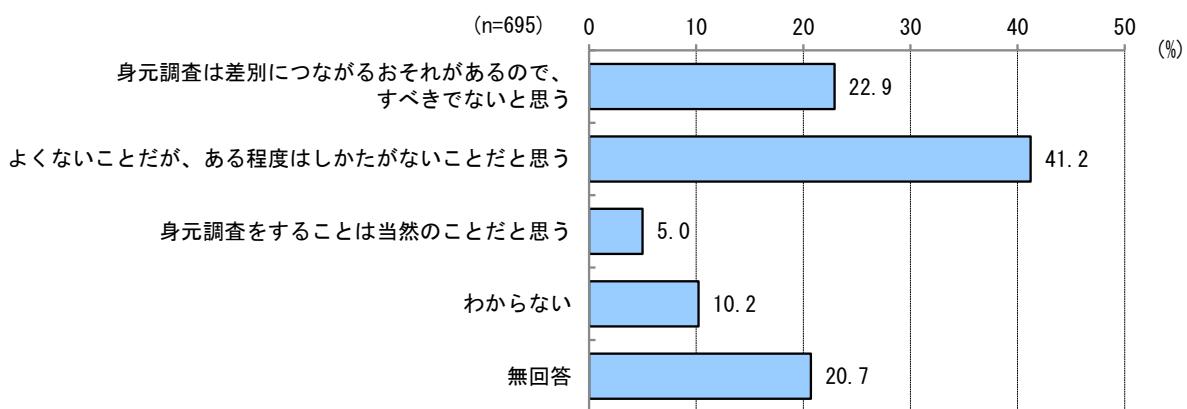


図14-3 子どもの結婚をしたい相手が同和地区の人であった場合の親としての態度

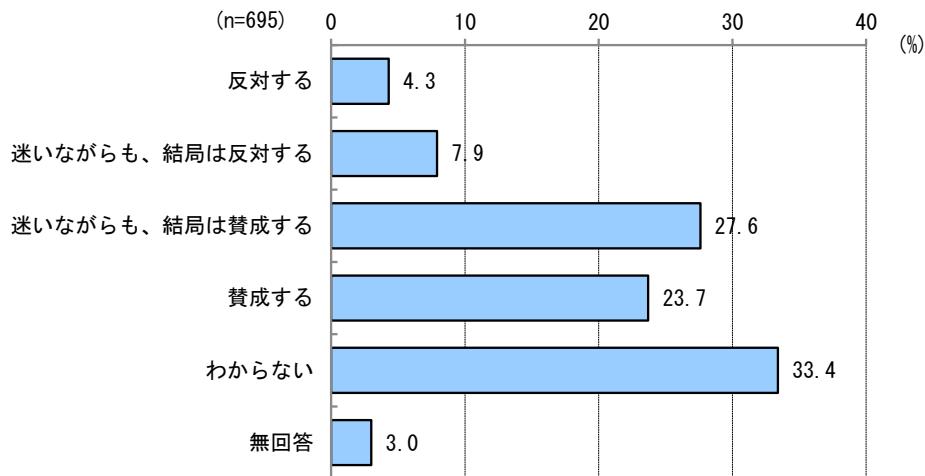
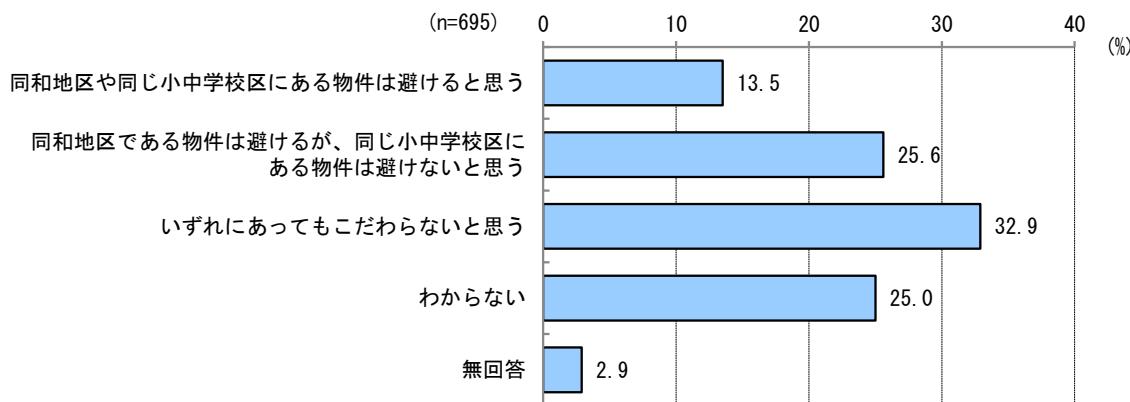


図14-4 同和地区にある住宅に対する考え方



【課題】

部落差別解消法において「現在もなお部落差別が存在する」と明記されているように、同和問題（部落差別）は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の問題であることを再認識することが大切です。そのため、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）の解決を自らの課題として受け止め、家庭、学校、地域等、あらゆる場において、同和問題（部落差別）に対する正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発を推進することが必要です。

同和問題（部落差別）の解消に向け、引き続き次の取組みを進めます。

- 部落差別解消推進法について理解を深めるための啓発活動を推進します。また、あらゆる場を通じて、市民、企業・団体等に対して広く周知を行います。
- 部落差別解消法第1条に明記された「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ため、国や大阪府と連携を図りながら、本市の実情に応じた施策を講じるよう努めます。
- 地域社会において福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に実施している市内の隣保館について、市民や関係団体と十分に協議しながら、本

市の人権問題に関する情報発信や地域住民の交流拠点として統合を図ります。

- ・ 同和問題（部落差別）に関する相談をはじめとする人権相談体制の一層の充実を図り、関係団体等と連携を図りながら、相談事項の解決に向けた支援などに積極的に努めます。
- ・ 学校教育及び社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進します。
- ・ 「寝た子を起こすな論」や同和問題（部落差別）に対する無知・無理解・無関心、インターネット上の誤った認識等の解消・解決を課題としてとらえ、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）に対し正しい認識をもち、部落差別のない社会の実現に向けた啓発に努めます。
- ・ 企業や福祉関係施設などにおいて、部落差別に関する人権学習への取組みを支援するとともに、関係機関と連携し学習機会を提供するなど充実を図ります。
- ・ えせ同和行為に対しては、被害を未然に防ぐため適切な対応が図れるよう啓発に努めます。

（9）感染症（ハンセン病、HIV感染症・エイズ、新型コロナウイルス感染症等）・難病患者等の人権

【これまでの経過】

国では、平成13(2001)年6月に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を、平成21(2009)年4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」をそれぞれ施行し、ハンセン病患者であった方などに対する差別や偏見の解消に向けた取組みを推進しています。また、ハンセン病の元患者の家族が、隔離政策により、偏見や差別の対象とされ、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして提訴した「熊本ハンセン病家族訴訟」に対し、令和元(2019)年6月に熊本地裁で国の賠償責任を認めた判決が下されました。これを契機として、国では、令和元(2019)年11月に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」等を施行し、元患者家族に対しても深くおわびする旨が述べられています。

【現状】

ハンセン病は、らい菌による感染症で、その菌は感染力が極めて弱く、現在では治療方法も確立され完全に治る病気であり、遺伝する病気ではありません。しかしながら、ハンセン病に関わる人権問題は、国の「らい予防法」に基づく隔離政策が原因で生じた人権侵害であり、依然として病気や元患者に対する偏見や差別意識が残っています。

HIV（ヒト免疫不全ウィルス）感染症は、感染力が弱く感染経路が限られているため、正しい知識をもって予防ができれば、日常生活では感染することではなく、いたずらに感染を恐れる必要はありません。この病気については、これまで国内外で総合的な対策が進められてきましたが、エイズ患者やHIV感染者に対する正しい知識や理解の不足から、多くの偏見や差別意識を生み、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、その患者や家族、医療従事者などに対する偏見や差別などが発生したことにも記憶に新しいところです。

難病とは、原因がわからず、治療法も確立されておらず、生涯にわたって療養を必要とする疾患をいいます。また、経済的な問題だけでなく、介護等に著しく労力を要するため家庭の負担が重く、精神的な負担が大きくなることもあります。難病は種類も多く様々な特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見はまったく健康な人と変わらないこともあります。しかし、難病に対する無理解により、心ない言葉をかけられるなど、病気に対する偏見や差別が根強く残っており、病気の治癒そのものより、むしろそれに絡む人権侵害が深刻な問題になっています。

令和4年度調査の結果では、「H I V感染者、ハンセン病患者・回復者及びその家族に関する人権問題」に関心がある市民の割合は69.2%、関心がない割合は28.8%となっています。

【課題】

これらの感染症等の病気については、まず治療や予防など、医学的な対応とともに、病気に対する正しい知識と理解を深め、感染症患者等への偏見や差別を解消するための取組みが引き続き必要です。

市民の病気に対する正しい知識と理解を深めるため、引き続き次の取組みを進めます。

- 病気や感染症に対し、市民が正しい知識や情報を得、理解を深めるための啓発を推進します。
- 感染症や難病等に罹患した場合は、適切な医療を受診することができるよう大阪府や関係機関と連携し、医療機関や医療費助成制度等について情報提供を行います。
- 患者の人権に配慮した医療が行われるよう医療機関啓発に努めます。

(10) 犯罪被害者やその家族の人権

【これまでの経過】

犯罪の被害者やその家族等に対する救済策として、国では、平成17(2005)年4月に「犯罪被害者等基本法」を施行し、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図っています。

また、国では、令和3(2021)年3月に「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者の「損害回復・経済的支援等への取組」をはじめ、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」や「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」などを重点課題と位置づけ、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を行うこととしています。

【現状】

犯罪の被害者やその家族等は、事件そのものに関する精神的負担や経済的負担だけでなく、いわれのない噂や中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次被害を受けることがあります。

令和4年度調査の結果では、「犯罪被害者に関する人権問題」に関心がある市民の割合は79.52%、関心がない割合は17.7%となっています。

【課題】

犯罪被害者等基本法が施行されてもなお、犯罪被害者等に対する支援体制は十分とは言えません。行政や司法機関、民間団体等が犯罪被害者等の人権保障を図るとともに、その立場を理解した支援をしていくことが重要です。

犯罪被害者等に対する市民の正しい理解を深めるため、引き続き次の取組みを進めます。

- ・市民一人ひとりが、犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性を認識し、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発を推進します。

(II) 刑を終えて出所した人の人権

【これまでの経過】

国では、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、犯罪者等の円滑な社会復帰を促進するなど再犯の防止等の犯罪対策を進めています。

【現状】

警察庁の統計では、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は、平成9(1997)年以降上昇し続け、令和元(2019)年にわずかに低下したものの、令和2(2020)年は49.1%と過去最高の割合となっています。安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

令和4年度調査の結果では、「刑を終えて出所した人の人権問題」に関心がある市民の割合は61.4%、関心がない割合は36.4%となっています。

しかしながら、刑を終えて出所した人や家族に対して、根強い偏見や差別があり、就職やアパート等の入居に際して悪意のある噂、地域社会等からの拒否的な感情等、社会復帰をめざす人たちにとって厳しい状況にあるのが現状です。

【課題】

刑を終えて出所した人が更生し、社会の一員として普通に生活を営むことができるようになるために支援を行うことが求められますが、それには、再犯を起こさない本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。そのため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を解消したり行わないようしたりするための啓発を推進することが重要です。

刑を終えて出所した人に対する市民の正しい理解を深めるため、引き続き次の取組みを進めます。

- ・刑を終えて出所した人が、社会の一員として普通に生活を営むことができるように、偏見や差別意識を解消し、その社会復帰を支援するための啓発を推進します。また、保護司会や更生保護女性会と連携し、「社会を明るくする運動」を通じた啓発活動を推進します。
- ・刑を終えて社会復帰をしようとする人を受け入れる社会環境をつくるとともに、就労をはじめ、就学や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用などについて相談に応じ、適切な支援に努めます。

(12) その他の様々な人権問題

そのほかにも、次にあげる様々な人権問題が存在し、社会、経済構造等の外的要因をはじめ、人々の価値観や人権をめぐる意識の変化などに伴い、今後、さらに多様化、複雑化する傾向にあります。

これらの問題についても、その解決に向け、関係機関と連携して取り組んでいくことが必要です。

① アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、アイヌ語をはじめとする独自の文化や伝統を有し、それらへの無関心や誤った認識から、結婚や就職をはじめとする差別や偏見が依然として存在しています。

平成9(1997)年7月に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」が制定されました。この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化の置かれている状況を踏まえ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及、啓発を図るための施策の推進を目的に制定されたものです。その後、アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策を推進することを目的とした「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が令和元(2019)年5月に施行されています。

令和4年度調査の結果では、「アイヌの人々の人権問題」に関心がある市民の割合は56.9%、関心がない割合は41.0%となっています。

法律の趣旨を理解し、アイヌの人々が置かれている現状の認識と民族としての歴史、文化、伝統への理解を深めることが重要です。

② 生活困窮や社会から疎外された人々の人権

雇用形態の変化に伴い全就業者に占める非正規雇用の労働者の割合は上昇し、また最近では新型コロナウイルス感染症の拡大が原因による経営の悪化により失業者が増えるなど、雇用や経済基盤の不安定な層が増加しています。また、少子高齢化や家族構造の変化により単身世帯やひとり親家庭が増加し、さらに15~34歳の若者で、仕事に就かず家事も通学もしていない若年無業者(ニート)やひきこもりも社会問題化しています。市内の生活保護受給世帯は、ほぼ横ばいで推移していますが、生活困窮にあえぐ人々は少なくありません。特に、長期の無業者やひきこもり、ひとり親世帯などは、社会から孤立したり、疎外されたりする可能性が高いと指摘されています。

生活困窮者の多くは、様々な問題を抱えその問題が複雑に絡みあっておりうえに、失業や人間関係の希薄化によって地域で孤立していることが大きな問題となっています。そのため、生活困窮者が経済的に自立するだけでなく、社会参加できる機会を確保する取組みが重要です。

また、国民生活基礎調査の結果によれば、平成30(2018)年度のわが国の子どもの貧困率は14.0%で、17歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあると言われています。子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援や保護者への就労支援などとあわせて、貧困の連鎖防止に取り組むことが重要です。

③ 働く人々の人権

社会経済情勢の変化を背景に、派遣労働者等の非正規労働者が増加し、そのような人々が安心して生活する権利や働く権利の侵害が社会問題化しています。また、長時間労働をはじめ、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメントなど、職場におけるハラスメント（いじめ・嫌がらせ）が増加しています。

令和4年度調査の結果では、「職業や雇用をめぐる人権問題（差別待遇、職業や職種に対する偏り、過労死など）」に関心がある市民の割合は90.8%、関心がない割合は7.1%となっており、市民の間では特に関心の高い人権問題となっています。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会」とされています。その実現のためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整えることが重要です。

④ 災害と人権

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、放射能汚染による風評被害や被災者への差別的発言など大規模な災害がもたらす「人権侵害」について検証するきっかけとなりました。

地震や風水害などの災害時においても人権が守られ、安心した生活が送れるよう一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち問題を解決していくための意識の醸成が重要です。

⑤ 北朝鮮による拉致問題

平成14(2002)年に日朝首脳会議において、北朝鮮は、日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者の帰国が実現しました。しかし、いまだ帰国を果たせない拉致被害者がいるほか、拉致の可能性を払拭できない特定失踪者の問題も継続しており、記憶を風化させないような働きかけが重要です。

国では、平成18(2006)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を施行し、国及び地方公共団体が連携して拉致問題による人権侵害に関する啓発を図るよう努めることとしています。

北朝鮮による日本人の拉致問題は、重大な人権侵害であり、その解決をはじめとする北朝鮮による人権侵害への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題について関心と認識を深めていくことが大切です。また、拉致問題は、北朝鮮当局による重大な人権侵害ですが、拉致に関与しない在日韓国・朝鮮人の方々や朝鮮半島の人々には何ら責任はありません。勝手な思い込みや偏見によるいじめ、ヘイトスピーチにつながらないよう注意が必要であり、拉致問題について正しく理解することが求められます。

⑥ 開発途上国の貧困な生産者・労働者に関する人権問題

私たちが安価で便利な製品を購入できるのは開発途上国の人々の不安定で低い賃金と劣悪な労働環境に支えられていることが多い、また、その労働力には数多くの子どもが含まれ

ている場合も少なくありません。

このような実態に目を向け、公正な取引(フェアトレード)を行うことにより途上国の人々の生活を助けるしくみについて理解を深めていくことが求められます。

⑦ 平和と人権

「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」と言われるように、人権の尊重が平和の基礎です。

国連は、第二次世界大戦で繰り広げられた数々の残忍な行為によって、多くの人の尊い生命や財産が奪われ、人権が侵害される行為が行われた悲しい過去を反省し、二度と同じ過ちを繰り返さないために、昭和23(1948)年12月、国連第3回総会で「世界人権宣言」を採択しました。しかしその後も、人種や宗教の違いによる民族間の対立、偏見や差別などが原因で世界の至るところで地域紛争が起こり、多くの犠牲者が出ています。最近では、令和4(2022年)2月24日に、ロシア軍によるウクライナ侵攻が始まり、ウクライナから近隣国等へ多数の避難民が発生する事態が起こっています。また、世界には、人類を何度も絶滅させる核兵器が存在しており、21世紀を核兵器のない世紀とするためには、世界の市民、NGO(非政府組織)との連携により、核兵器廃絶の国際世論をさらに喚起しなければなりません。特に、世界で唯一の被爆国であるわが国では、被爆体験の風化が叫ばれており、次代を担う世代に核兵器の恐ろしさと戦争の悲惨さを伝え、平和の大切さと命の尊さを、いかに教えていくかが重要な課題となっています。

21世紀は、平和で人権が尊重される世紀をめざそうという願いを込めて、「人権の世紀」と言われています。それと同時に、地域紛争、飢餓、貧困、人権抑圧、環境破壊など平和を脅かす諸問題を、市民一人ひとりが我が事として考えることが求められます。

⑧ その他の人権問題

そのほかにも、「婚外子(非嫡出子)の人権」や「自殺に関する人権問題」「プライバシーに関する人権問題」「遺伝子工学に関する人権問題」など、様々な人権問題が存在し、社会・経済構造の変化などに伴い、今後さらに多様化・複雑化することが予想されます。

第4章 推進体制

1 実施体制

庁内における方針に基づいた人権行政の推進にあたっては、総合的かつ効果的な人権教育・啓発を行うため、市長を本部長とした全庁的な「貝塚市人権擁護施策推進本部」を中心に、関係部署がより緊密な連携を図り、本市の人権問題の把握に努めるとともに、必要な施策を展開していきます。

また、多様化する人権問題の状況を踏まえ、関連する施策の企画・調整・点検を行い、効果的な施策の推進に努めるとともに、関係部署においては、この方針の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に実施します。

さらに、「貝塚市人権擁護審議会」においても、幅広く市民の意見が反映されるよう充実を図ります。

2 大阪府・近隣市町との連携

人権施策は、国、府、市町村がそれぞれの役割分担のもとで連携・協働しながら実施することにより、より効果的な施策を推進することができます。このため、大阪法務局をはじめ、人権啓発活動ネットワーク協議会、人権擁護委員、大阪弁護士会、近隣市町の人権担当部署と連携・協働し、情報の共有を図るとともに、啓発活動の共同開催や研修、相談等の効果的な推進を図ります。

3 市民・各種団体・企業等との連携

町会・自治会や民生委員・児童委員、PTA、貝塚市人権啓発推進委員協議会、貝塚市企業人権協議会、世界人権宣言貝塚連絡会等の人権関係団体や事業者などとの連携を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。

資料

1 貝塚市人権擁護に関する条例

平成6年9月28日
条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等である」ことを定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことを定める世界人権宣言を基本理念として、人間の尊厳が侵されることなく、何人も基本的人権を真に保障されるよう、部落差別をはじめ、あらゆる差別を根本的かつ速やかになくし、もって市民一人ひとりの参加による「差別のない明るく住みよい国際都市貝塚市」の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 貝塚市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の自主性を尊重し、人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 貝塚市は、人権擁護に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 貝塚市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権関係団体等との協力及び人権啓発に係る指導者の育成強化等、啓発事業の推進及び人権関係団体等の組織の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(意識調査等の実施)

第6条 貝塚市は、前2条の施策及び啓発活動を効果的に推進するため、必要に応じ、意識調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 貝塚市は、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国及び大阪府並びに人権関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 第6条の調査その他人権擁護に関する重要事項を調査審議するため、貝塚市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成6年12月1日から施行する

2 貝塚市人権擁護審議会規則

平成7年3月31日
規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、貝塚市人権擁護に関する条例(平成6年貝塚市条例第28号。以下「条例」という。)第8条第2項の規定に基づき貝塚市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例第8条第1項に規定する調査その他人権擁護に関する重要事項を調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員23人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(一部改正〔平成16年規則26号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員がその本来の職を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、委員の職を失う。

(一部改正〔平成14年規則20号〕)

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を統轄する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 審議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員の中から会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(追加〔平成14年規則20号〕)

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(一部改正〔平成14年規則20号〕)

(関係者の出席)

第8条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(一部改正〔平成14年規則20号〕)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市政策部人権政策課において行う。

(一部改正〔平成9年規則3号・14年20号・18年16号〕)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(一部改正〔平成14年規則20号〕)

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第3号改正)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日規則第20号改正)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月4日規則第26号改正)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 改正後の第3条の規定に基づき、この規則の施行の日以後に最初に任命され、又は委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委員が任命され、又は委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

附 則(平成18年3月31日規則第16号改正)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

3 貝塚市人権擁護審議会委員名簿

(敬称略)

区分	所属	氏名
第1号委員 人権問題に関し 識見を有する者	帝塚山大学 名誉教授	中川 幾郎
	大阪公立大学 教授	阿久澤 麻理子
	中央総合法律事務所 弁護士	西中 宇絃
第2号委員 各種団体代表者	貝塚市人権協会 会長	北出 昭
	岸和田人権擁護委員協議会貝塚市地区委員会 委員長	佃 英男
	貝塚市人権啓発推進委員協議会 会長	中野 芳昭
	貝塚市企業人権協議会 監査	弓削 聰
	貝塚市人権教育研究会 会長	貴志 幸司
	貝塚市社会福祉協議会 会長	和田 明宏
	貝塚市民生委員・児童委員協議会 副会長	中谷 淳子
	貝塚市障害者児団体連絡会 会長	藤原 千里
	貝塚市町会連合会 会長	甘佐 勉
第3号委員 関係行政機関の職員	貝塚市PTA協議会 会長	大畠 忠則
	大阪法務局岸和田支局 支局長	吉水 伸
	岸和田公共職業安定所 統括職業指導官	小西 佐智子
	大阪府岸和田保健所 地域保健課長	阪口 浩二
	貝塚市 副市長	河野 雅子
	貝塚市教育委員会 教育長	鈴木 司郎

4 策定経過

時 期	経 過
令和4(2022)年 10月4日（火）	第1回貝塚市人権擁護審議会 ・貝塚市人権行政基本方針の改定について諮問 ・「人権問題に関する市民意識調査」（案）について ・今後のスケジュールについて
11月1日（火）～ 11月25日（金）	人権問題に関する市民意識調査の実施
令和5(2023)年 1月30日（月）	第2回貝塚市人権擁護審議会 人権問題に関する市民意識調査結果報告 貝塚市人権行政基本方針素案について パブリックコメントの実施について
2月28日（火）～ 3月15日（水）	パブリックコメントの実施
3月7日（火）	市民説明会の開催
3月20日（月）	第3回貝塚市人権擁護審議会 貝塚市人権行政基本方針（答申案）について パブリックコメントの実施結果について
□月□日（□）	「貝塚市人権行政基本方針」の市長への答申

5 諒問書

貝人権 第28-2号

令和4年10月4日

貝塚市人権擁護審議会 会長 様

貝塚市長 酒井



貝塚市人権擁護審議会における審議について（諒問）

標記について、貝塚市人権擁護審議会規則第2条の規定に基づき、次のとおり諒問します。

諒問

貝塚市人権行政基本方針の改定にあたり、貴審議会の意見を求める。

諒問理由

貝塚市では貝塚市人権擁護に関する条例（平成6年9月28日条例第28号）及び貝塚市人権行政基本方針（平成17年策定）に基づき「差別のない明るく住みよい国際都市貝塚市」の実現にむけて人権施策を推進しているところです。

しかし、この間、社会情勢は大きく変化し、国においては、平成28年（2016年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」の人権に関する法律が整備されました。また、近年インターネットやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の普及などによりインターネット上の人権侵害など新たな人権問題が発生しています。

今後、社会情勢の変化及び市民の方々の考え方に入った人権施策をすすめていくため、人権に関する市民意識調査を実施し、貝塚市人権行政基本方針を改定するにあたり、ご意見を頂きたく貴審議会に諒問するものであります。

6 答申書

(追加予定)

7 人権問題に関する市民意識調査の実施概要

調査対象	貝塚市内在住の満18歳以上の方 2,000人 (住民基本台帳から無作為抽出)
調査実施時期	令和4年11月1日（火）～11月25日（金）
調査方法	郵送配布、郵送回収
有効回答数	695件（34.8%）

8 用語説明

(追加予定)